

水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び
りん含有量の総量規制基準の設定方法について
(専門委員会報告案)

※ 前回委員会後の変更： _____、パブコメ結果を受けての変更： _____

目 次

I	総量規制基準の位置付け	1
II	総量規制基準の適用	2
	1 指定地域内事業場に対する法の適用.....	2
	2 総量規制基準値の算出方法.....	3
III	総量規制基準の設定方法を定めるに当たって考慮すべき事項 ...	4
IV	総量規制基準の設定方法の検討.....	4
	1 時期区分の検討.....	4
	2 業種等の区分の検討.....	4
	3 C値の範囲の検討	5
V	総量規制基準の設定方法.....	8
	1 東京湾等における総量規制基準の設定方法.....	8
	2 大阪湾を除く瀬戸内海における総量規制基準の設定方法	9
VI	都府県が総量規制基準を定める際の留意事項.....	9
	1 東京湾等について	10
	2 大阪湾を除く瀬戸内海について.....	10
別表 1	CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲 (案)	
別表 2	窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲 (案)	
別表 3	りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲 (案)	

I 総量規制基準の位置付け

水質総量削減は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であって、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排水基準（濃度基準）のみでは環境基準の確保が困難と認められる水域において、水質汚濁を防止するための制度である。水質総量削減の対象となっている水域（指定水域）及び指定水域の水質の汚濁に係る地域（指定地域）は図1のとおりである。

本制度において、環境大臣は指定水域ごとに総量削減基本方針を定め、目標年度並びに発生源別及び都府県別の化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を示すこととされている。これに基づき、関係都府県知事が削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。また、総量削減基本方針における削減目標量は、法第4条の2第2項に基づき、目標年度における汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案して、実施可能な限度において定めることとされている。

指定水域に係る主な汚濁負荷は図2のとおりであり、これらから排出される汚濁負荷量を削減するため、下水道の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場（日平均排水量50m³以上の特定事業場）の排水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場・畜産・農業等に対する削減指導等が行われている。

平成22年3月の中央環境審議会答申「[第7次水質総量削減の在り方について](#)」（以下「在り方答申」という。）では、東京湾、伊勢湾及び大阪湾（以下「東京湾等」という。）においては環境基準達成率が低く、しかも大規模な貧酸素水塊が発生しているため、今後も水環境改善を進める必要があるが、大阪湾を除く瀬戸内海の水質は他の指定水域と比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施していく必要があるとされた。

また、富栄養化が解消された閉鎖性海域における窒素、りん等の栄養塩類の管理の在り方などに関し、調査研究を推進する必要がある、そのためには、指定水域、指定地域における各種モニタリングを適切に実施していくことが極めて重要であるとされた。

○東京湾等

- ・生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの、生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は依然として大きいことから、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進める。また、窒素及びりんに係る汚濁負荷量削減のために高度処理化を推進する。加えて、合流式下水道について

は、雨水滞水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強と雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等の対策を推進する。

- ・ 指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、6次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、[処理技術動向](#)も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある。
- ・ 総量規制基準の対象とならない小規模事業場及び未規制事業場に関しては、引き続き都府県の上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等の対策を進める。
- ・ 農業については、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を一層推進する。
- ・ 畜産農業については、家畜排せつ物処理施設の補完的又は性能向上を目指した整備や、指導體制の整備等による適正管理の推進とともに、耕畜連携の強化による広域利用やエネルギー利用等の高度利用等を推進する。
- ・ 養殖業については、「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画を推進するとともに、魚類養殖の負荷を低減する配合飼料の開発等を進める。

○大阪湾を除く瀬戸内海

生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施していく。

また、いずれの水域においても、汚濁負荷削減対策と共に、干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等の施策も併せて実施することとされている。

このように水質総量削減制度は指定水域に流入する汚濁負荷量を総合的に削減すること等により、指定水域の水質の改善等を図る制度であり、総量規制基準による汚濁負荷量の規制はその中でも重要な役割を果たしている。

II 総量規制基準の適用

1 指定地域内事業場に対する法の適用

総量規制基準遵守のため、以下のような規定が法に設けられている。

- ・ 特定施設の設置又は構造等変更の届出及び事前措置命令
- ・ 総量規制基準遵守義務

- ・汚水の処理方法等の改善命令
- ・汚濁負荷量の測定・記録・保存^(※)義務
- ・立入検査・報告徴収

※を付した保存義務については平成 22 年 5 月の水質汚濁防止法改正で追加（平成 23 年 5 月までに施行予定）。

これらの関係を整理すると図 3 のとおりであり、都府県及び法に基づく政令市において、指定地域内事業場が総量規制基準を遵守しているかどうかを立入検査等で把握し、適切な対応を的確に行うことが、本制度にとって重要である。

なお、瀬戸内海においては、特定施設の設置又は構造変更等について、原則として届出ではなく、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を要する。

2 総量規制基準値の算出方法

第 6 次水質総量削減（以下、「第 6 次」という。）における指定地域内事業場の総量規制基準は次の算式により定められている。

$$\text{COD } L_c (\text{kg/日}) = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n (\text{kg/日}) = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p (\text{kg/日}) = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

Q は、表 1 の時期区分の特定排水（排水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。）の水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）である。

また、C は Q の時期区分ごとの水量に対応して、環境大臣が定める業種その他の区分（以下「業種等の区分」という。）及び区分ごとの範囲（以下「C 値の範囲」という。）において都府県知事が定める値（濃度： mg/L ）である。

表 1 Q（特定排水の量）の時期区分

時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55. 6. 30以前の水量	Q_{co}	Q_{no}	Q_{po}
S55. 7. 1～H3. 6. 30に増加した水量	Q_{ci}		
H3. 7. 1～H14. 9. 30に増加した水量	Q_{cj}	Q_{ni}	Q_{pi}
H14. 10. 1以降に増加した水量			

指定地域において、事業者が法に基づく特定施設の設置届出等を行う際、COD、窒素及びりんについては業種等の区分別の汚染状態及び水量を届出書に

記載することとされており、その届出水量を用い、上の算式により総量規制基準値が計算される。

Ⅲ 総量規制基準の設定方法を定めるに当たって考慮すべき事項

在り方答申では、東京湾等については、さらに水環境の改善を進める必要があり、指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、[処理技術動向](#)も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされた。また、大阪湾を除く瀬戸内海については、現在の水質が悪化しないようにするために、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施していくこととされた。

このため、総量規制基準の設定方法についても、東京湾等と大阪湾を除く瀬戸内海とを分けて定めることが適当である。

Ⅳ 総量規制基準の設定方法の検討

1 時期区分の検討

第6次における時期区分は、Ⅱ-2のとおり、CODについては3段階、窒素及びりんについては2段階となっている。これは、制度開始時等において既に存在していた施設における対応の困難性を考慮し、新增設された施設に適用するC値と既存の施設に適用するC値とを分けることを目的としたものである。

しかしながら、長年にわたる技術の進展により、汚濁負荷発生の少ない製造方法や優れた排水処理方法が登場してきており、以前より排水水質は確実に向上してきている。特にCODに関しては、本制度が適用されてから30年余りが経過しているところである。

これらのことを踏まえ、時期区分を変更する必要があるかどうかを検討した。

2 業種等の区分の検討

①区分の変更

業種等の区分については、第6次で見直しを行ったことを踏まえ、第6次で設定した215の区分を踏襲することを前提としつつ、変更する必要があるかどうかを検討した。

②区分の名称

業種等の区分の名称については、日本標準産業分類の第12回改定（平成19年11月）における名称変更を踏まえ、関係する産業分類の名称が変更された業種等の区分について、名称の変更が必要かどうかを検討した。

3 C値の範囲の検討

[処理技術動向](#)等を考慮するため、見直し検討を行う業種等の区分を抽出し、排水実態等を踏まえ、見直しの妥当性を検討した。

ア 見直し検討を行う業種等の区分の抽出

これまでのC値の範囲の設定状況や、第6次における各都府県のC値の設定状況、排水基準値などを参考に、見直し検討を行う業種等の区分を抽出した。

表2 見直し検討を行う業種等の区分の抽出

抽出の観点	具体的な内容
過去のC値の範囲の設定状況から	①C値の範囲が強化されていない業種等の区分
	②既存施設（Qo）と新增設された施設（QiやQj）との比較において既存施設に係るC値の範囲と新增設に係るC値の範囲の設定の差が大きな業種等の区分
現状より悪化させない観点から	③国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種等の区分
排水基準値との関係性から	④閉鎖性海域に係る窒素・りんの新基準（平成20年10月1日から新基準が適用開始）対象業種に該当する業種等の区分
	⑤C値の範囲の上限値が一律排水基準の日最大値より大きい業種等の区分

①C値の範囲が強化されていない業種等の区分

CODについて、Coの範囲（上限値・下限値）が第1次から第6次まですべて同一である業種等の区分を見直しの検討対象とした。ただし、下限値が10mg/Lのものは除いた。

②CODのC_oとC_j、窒素・りんのカ_oとC_iの差が大きな業種等の区分

第6次において、CODはC_oとC_jの上限値同士の比率（C_o上限値／C_j上限値）が極めて大きい業種等の区分（比率が2.0を超えるもの）、窒素・りんはC_oとC_iの上限値同士の比率（C_o上限値／C_i上限値）が極めて大きい業種等の区分（比率が4.0を超えるもの）を、それぞれ見直しの検討対象とした。

③国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種等の区分

第6次において、国が定めたC_o上限値が、都府県が定めたC_oのうちの最大値より大きい場合は見直しの検討対象とした。なお、区分232（いずれにも分類されないもの）は除いた。

④暫定排水基準対象業種に該当する業種等の区分

水質汚濁防止法に基づく一律排水基準に対して、平成20年10月1日から平成25年9月30日までの間、窒素に関して4業種、りんに関して2業種を対象に暫定排水基準が適用されている。これらに該当する業種等の区分を見直しの対象とした。

⑤C値の範囲の上限値が一律排水基準値より大きい業種等の区分

第6次におけるC_o上限値が、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準の日最大値（COD160mg/L、窒素120mg/L、りん16mg/L）より大きい業種等の区分を、見直しの検討対象とした。

イ C値の範囲の見直し方法の設定

見直し検討の対象となる業種等の区分を抽出後、以下の考え方でC値の範囲の見直し案を検討した。

①C値の範囲が強化されていない業種等の区分

指定地域内事業場における平成21年度の実績最大水質（以下「最大水質」という。）がC_oの上限値未満の場合は、最大水質までC_oの上限値を引き下げる。

②CODの C_o と C_j 、窒素・りん C_o と C_i の差が大きな業種等の区分

最大水質が C_o の上限値未満の場合は、最大水質まで C_o の上限値を引き下げる。

③国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種等の区分

C_o の上限値を、都府県が定めた C_o 値のうちの最大値まで引き下げる。

④暫定排水基準対象業種に該当する業種等の区分

C_o の上限値が暫定排水基準の日最大値より大きい場合は、 C_o の上限値を暫定排水基準の日最大値まで引き下げる。

⑤C値の範囲の上限値が一律排水基準値より大きい業種等の区分

最大水質が一律排水基準の日最大値を下回っている場合は、 C_o の上限値を一律排水基準の日最大値まで引き下げる。

①～⑤の複数に該当する場合

複数の抽出条件に該当し、それぞれに対応した見直し方法で得られた結果が異なる場合は、引き下げた結果の値が最も大きな値（引き下げ幅が最も小さな値）を採用する。

ウ 水質実態等の勘案

見直し検討対象業種等の区分における使用原材料・処理工程・排水処理方式・負荷量排出実績や同一業種の水質実態等を勘案するなどにより、見直し案の妥当性を個別に判断し、必要に応じ見直し案の修正を行った。また、総量規制基準は排出負荷量で規定されることから、水質のみで評価を行うことなく、C値の範囲の見直しが排出負荷量として遵守可能かどうか、という観点からも評価を行った。

エ 留意事項

C値の上限値・下限値の設定最低単位、範囲の幅等については、表3のとおりとする。

C_o の上限値の見直しの結果、 C_o の下限値との差（ C_o 値の範囲の幅）が表3に示した幅を保てない場合は、適切な幅が保てるように C_o の下限値を下げる。

C_o の上限値を見直した結果、 C_i の上限値、 C_j の上限値が C_o の上限値より大きくなる場合は、その値を C_o の上限値と同値とする。これにより C_i 、 C_j の上限値と下限値の差が表 3 に示した幅を保てない場合は、 C_o と同様の調整を行う。

なお、当該業種等の区分に該当する事業場が無い場合は、見直しを行わない。

表 3 C 値の範囲の幅等

	COD	窒素	りん
設定最低単位	5mg/L	5mg/L	0.5mg/L
C 値の範囲の幅 (上限値と下限値の差)	10mg/L 以上 ただし、下限が 10mg/L の場合は 5mg/L 以上	10mg/L 以上 ただし、下限が 10mg/L の場合は 5mg/L 以上	1mg/L 以上 ただし、下限が 1mg/L の場合は 0.5mg/L 以上
下限値の最低値	10mg/L	10mg/L	1mg/L
C 値の範囲間の関係	C_i 及び C_j は C_o 以下 かつ C_j は C_i 以下	C_i は C_o 以下	C_i は C_o 以下

V 総量規制基準の設定方法

IV における検討を踏まえ、第 7 次総量規制基準の設定方法を、以下のとおりとすることが適当である。

1 東京湾等における総量規制基準の設定方法

(1) 時期区分

時期区分は変更しない。

ただし、COD の C_o について、排水の実態や処理技術の状況等を考慮した上で、 C_i 又は C_j と同値となるように、今次を含め順次見直していく。

なお、特定施設又は処理施設を更新した場合の適切な取扱いについて、今後検討していく。

(2) 業種等の区分

① 区分の変更

業種等の区分は変更しない。

なお、平成 20 年 9 月 30 日の排水基準を定める省令の改正により、窒素含有量及びりん含有量の排水基準において、畜産農業については、総面積が 50m²以上の豚房施設を有するものは暫定排水基準が適用され、それ以外は一般排水基準が適用されたことから、窒素及びりんについては、畜産農業に「総面積が 50m²以上の豚房施設を有するもの」という備考を設ける。

②区分の名称

業種等の区分の名称については、産業分類名称の変更を踏まえて変更する。

(3) C 値の範囲

COD については別表 1、窒素については別表 2、りんについては別表 3 のとおりとする。

2 大阪湾を除く瀬戸内海における総量規制基準の設定方法

(1) 時期区分

東京湾等と同様とする。

(2) 業種等の区分

①区分の変更

業種等の区分変更は行わず、畜産農業における備考設定も行わない。

②区分の名称

東京湾等と同様の名称変更を行う。

(3) C 値の範囲

在り方答申では、現在の水質が悪化しないようにするために、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等を継続して実施していくこととされたことから、[V 2 \(1\) の趣旨による検討も行った上で](#)C 値の範囲は第 6 次そのままとし、変更は行わない。

VI 都府県が総量規制基準を定める際の留意事項

環境大臣が総量規制基準の設定方法を定めた後、都府県知事が総量規制基準を定めることとなるが、以下の点に留意して、総量規制基準を定めることが適当である。

1 東京湾等について

(1) 設定の趣旨

在り方答申では、指定地域内事業場に係る汚濁負荷量に関しては、6次にわたる総量規制基準の適用によりかなりの削減が図られてきており、こうした実績を踏まえ、[処理技術動向](#)も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされている。

今回の見直しはこうした考え方に基づき、現状よりも悪化させないなどの趣旨で行うものである。総量規制基準の設定については、このことに十分留意する必要がある。

(2) 指定地域内事業場の実態の把握

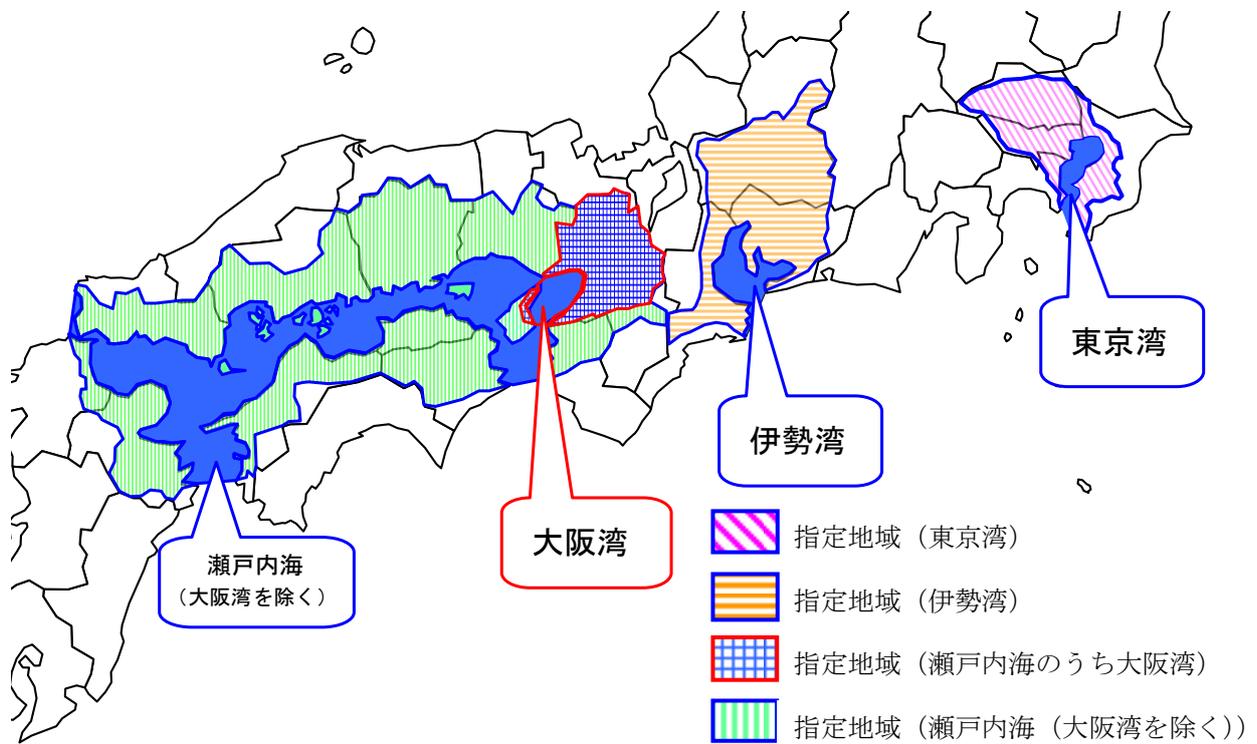
総量規制基準の設定に当たっては、指定地域内事業場において行われた汚濁負荷削減の取組と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等にも配慮することが必要である。

なお、汚濁負荷削減の取組の評価に当たっては、必要に応じて、COD、窒素及びりんを相互に評価するとともに、BOD、浮遊物質（SS）その他の排水基準項目・物質の排出状況についても評価することが適当である。

また、汚濁負荷削減の手段としては、濃度の改善だけでなく、水量の削減も重要である。汚水の[再生利用等](#)により排出水の汚濁負荷は削減される一方、濃度が増加することがあることにも配慮すべきである。

2 大阪湾を除く瀬戸内海について

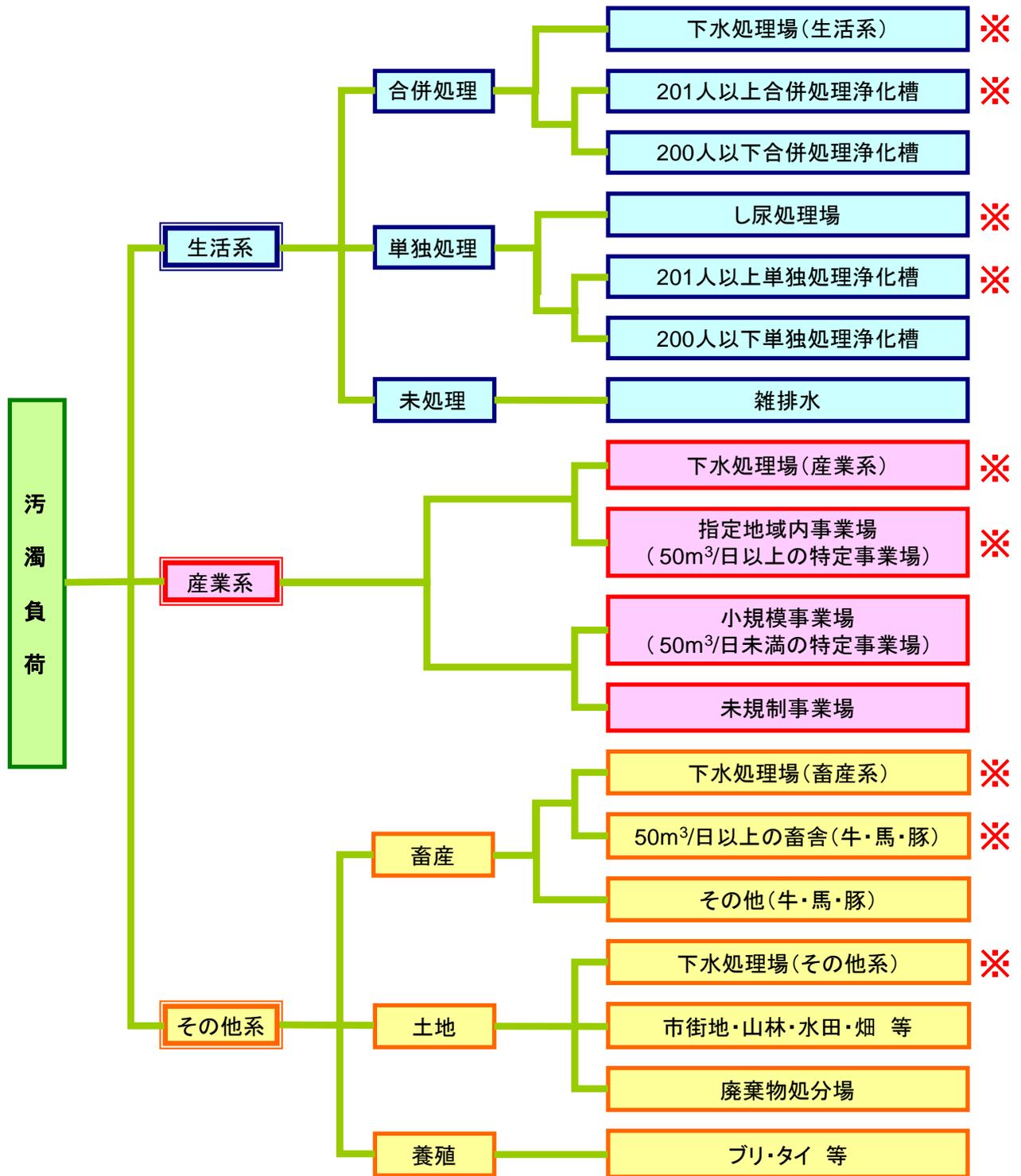
前述のように、在り方答申では、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施していく必要があるとされたことから、C値の範囲は変更しないこととした。総量規制基準の設定については、このことに十分留意する必要がある。



【関係都府県】

東京湾	(4 都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3 県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5 府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11 県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

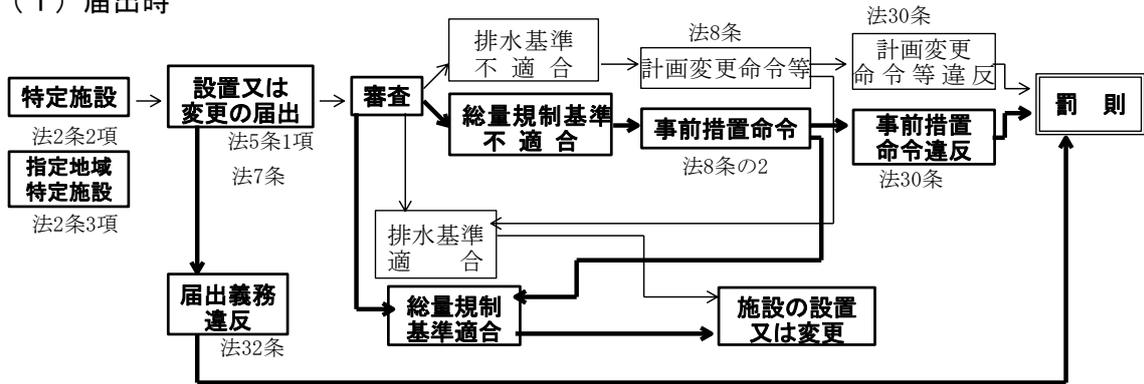
図1 指定水域及び指定地域



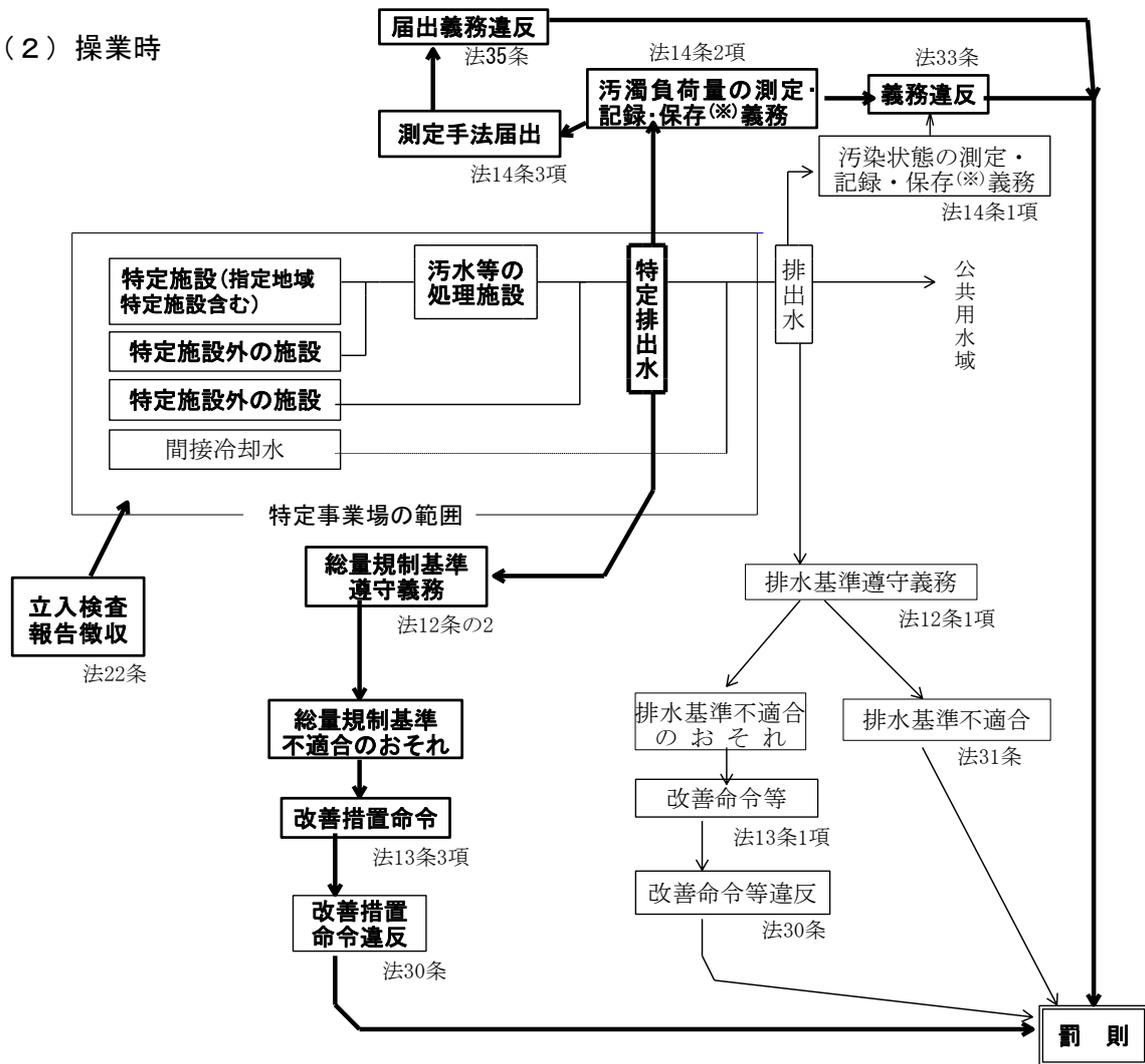
※ 総量規制基準の適用対象
(日平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場)

図2 汚濁負荷の分類

(1) 届出時



(2) 操業時



太字が総量規制基準に係る事項である。

※を付した法に基づく保存義務については平成 22 年 5 月の水質汚濁防止法改正で追加 (平成 23 年 5 月までに施行予定)。

図 3 総量規制基準に係る水質汚濁防止法の適用関係

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
2	畜産農業	Cco	70	110	70	100	70	110	
		Cci	70	80	70	80	70	80	
		Ccj	60	70	60	75	60	70	
3	天然ガス鉱業	Cco	60	70	60	70	60	70	
		Cci	60	70	60	70	60	70	
		Ccj	60	70	60	70	60	70	
4	非金属鉱業	Cco	20	30	20	30	20	30	
		Cci	20	30	20	30	20	30	
		Ccj	20	30	20	30	20	30	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品 製造業	Cco	40	50	40	70	40	50	肉製品製造業
		Cci	40	50	40	60	40	50	
		Ccj	30	40	30	50	30	40	
6	乳製品製造業	Cco	30	50	30	50	30	50	
		Cci	30	40	30	40	30	40	
		Ccj	20	30	20	40	20	30	
6項の備考	平成8年9月1日以後に特定施設の設 置又は構造等の変更により増加する特 定排水の量を除く特定排水の量 (以下「平成8年9月1日前の特定施設 に係る量」という。)にあつては	Cco	30	50	30	50	30	50	
		Cci	30	40	30	40	30	40	
		Ccj	30	40	30	40	30	40	
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	Cco	40	60	40	80	40	60	
		Cci	40	50	40	60	40	50	
		Ccj	30	40	30	50	30	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cco	40	50	40	60	40	50	
		Cci	40	50	40	50	40	50	
		Ccj	30	40	30	50	30	40	
9	寒天製造業	Cco	80	120	80	120	55	65	
		Cci	80	100	80	100	55	65	
		Ccj	80	100	80	100	55	65	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cco	30	40	30	60	30	40	
		Cci	30	40	30	40	30	40	
		Ccj	20	30	20	40	20	30	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるもの を除く。)	Cco	30	40	30	80	30	40	
		Cci	30	40	30	60	30	40	
		Ccj	20	30	20	50	20	30	
12	冷凍水産物製造業	Cco	30	50	30	70	30	50	
		Cci	30	40	30	50	30	40	
		Ccj	20	30	20	50	20	30	
13	冷凍水産食品製造業	Cco	40	50	40	80	40	50	
		Cci	40	50	40	70	40	50	
		Ccj	30	40	30	60	30	40	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項か ら前項までに掲げるものを除き、魚介 類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	Cco	40	60	40	80	40	60	
		Cci	40	50	40	70	40	50	
		Ccj	30	40	30	60	30	40	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品 製造業	Cco	30	85	30	100	30	85	
		Cci	30	70	30	60	30	70	
		Ccj	30	60	30	60	30	60	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
16	野菜漬物製造業	C c o	40	80	40	80	40	80	
		C c i	40	60	40	50	40	60	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
17	味そ製造業	C c o	70	80	70	95	70	80	
		C c i	70	80	70	80	70	80	
		C c j	30	50	30	80	30	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	C c o	70	80	70	95	70	80	
		C c i	70	80	70	80	70	80	
		C c j	40	50	40	80	40	50	
19	うま味調味料製造業	C c o	20	30	20	70	20	30	
		C c i	20	30	20	35	20	30	
		C c j	20	30	20	35	20	30	
20	ソース製造業	C c o	30	40	30	70	30	40	
		C c i	30	40	30	50	30	40	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
21	食酢製造業	C c o	40	60	40	70	40	60	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
22	砂糖精製業	C c o	40	80	40	80	40	80	
		C c i	40	60	40	60	40	60	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	C c o	50	90	50	90	50	90	
		C c i	50	60	50	60	50	60	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
24	小麦粉製造業	C c o	30	40	30	40	30	40	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	30	40	30	40	30	40	
25	パン製造業	C c o	30	50	30	80	30	50	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
26	生菓子製造業	C c o	40	60	40	80	40	60	
		C c i	40	50	40	70	40	50	
		C c j	30	40	30	60	30	40	
27	ビスケット類・干菓子製造業	C c o	40	50	40	60	40	50	
		C c i	40	50	40	60	40	50	
		C c j	30	40	30	60	30	40	
28	米菓製造業	C c o	40	60	40	70	40	60	
		C c i	40	60	40	70	40	60	
		C c j	40	50	40	70	40	50	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項か ら前項までに掲げるものを除く。)	C c o	40	50	40	70	40	50	
		C c i	40	50	40	60	40	50	
		C c j	30	40	30	60	30	40	
30	植物油脂製造業	C c o	40	60	40	80	40	60	
		C c i	40	50	40	60	40	50	
		C c j	30	40	30	60	30	40	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
31	動物油脂製造業	C c o	40	50	40	80	40	50	
		C c i	40	50	40	60	40	50	
		C c j	30	40	30	60	30	40	
32	食用油脂加工業	C c o	40	50	40	55	40	50	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤 製造業	C c o	50	60	110	120	50	60	
		C c i	50	60	100	110	50	60	
		C c j	40	50	90	100	40	50	
34	穀類でんぷん製造業	C c o	50	60	50	60	50	60	
		C c i	50	60	50	60	50	60	
		C c j	40	50	40	60	40	50	
35	めん類製造業	C c o	30	70	30	80	30	70	
		C c i	30	40	30	60	30	40	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
37	豆腐・油揚製造業	C c o	30	60	30	80	30	60	
		C c i	30	40	30	60	30	40	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
38	あん類製造業	C c o	60	70	60	100	60	70	
		C c i	60	70	60	70	60	70	
		C c j	40	60	40	70	40	60	
39	冷凍調理食品製造業	C c o	30	50	30	50	30	50	
		C c i	20	30	20	50	20	30	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に 係るもの	C c o	30	50	30	60	30	50	
		C c i	30	40	30	55	30	40	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
41	清涼飲料製造業	C c o	20	60	20	60	20	60	
		C c i	20	40	20	50	20	40	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
42	果実酒製造業	C c o	30	40	30	40	30	40	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	30	40	30	40	30	40	
43	ビール製造業	C c o	30	40	30	40	30	40	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	30	40	30	40	30	40	
44	清酒製造業	C c o	30	70	30	70	30	70	
		C c i	30	40	30	50	30	40	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
45	蒸留酒・混成酒製造業	C c o	30	60	30	60	30	60	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
46	インスタントコーヒー製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
47	配合飼料製造業	C c o	20	30	20	65	20	30	
		C c i	20	30	20	40	20	30	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
48	単体飼料製造業	C c o	20	30	20	85	20	30	
		C c i	20	30	20	50	20	30	
		C c j	20	30	20	50	20	30	
49	有機質肥料製造業	C c o	20	70	20	70	20	50	
		C c i	20	30	20	40	20	30	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
50	たばこ製造業	C c o	30	40	30	40	30	40	
		C c i	20	40	20	40	20	40	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	C c o	30	60	30	60	30	60	
		C c i	30	60	30	60	30	60	
		C c j	30	60	30	60	30	60	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	C c o	75	85	80	90	75	85	
		C c i	75	85	80	90	75	85	
		C c j	70	80	70	80	70	80	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	C c o	90	100	90	100	90	100	
		C c i	90	100	90	100	90	100	
		C c j	90	100	90	100	90	100	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。))を含む。)に係るもの	C c o	40	50	40	60	40	50	
		C c i	40	50	40	60	40	50	
		C c j	30	50	30	60	30	50	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C c o	80	120	80	120	80	120	
		C c i	80	100	80	100	80	100	
		C c j	80	100	80	100	80	100	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C c o	90	120	90	100	90	120	
		C c i	90	100	90	100	90	100	
		C c j	90	100	90	100	90	100	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C c o	50	100	50	100	50	100	
		C c i	50	80	50	80	50	80	
		C c j	50	70	50	70	50	70	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C c o	50	100	50	100	50	100	
		C c i	50	70	50	60	50	70	
		C c j	50	70	50	60	50	70	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C c o	90	120	90	120	90	120	
		C c i	90	100	90	120	90	100	
		C c j	80	95	80	110	80	95	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	C c o	70	90	70	80	70	90	
		C c i	70	80	70	80	70	80	
		C c j	60	75	60	80	60	75	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	C c o	40	50	40	50	40	50	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	40	50	40	50	40	50	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cco	40	50	40	90	40	50	
		Cci	40	50	40	50	40	50	
		Ccj	40	50	40	50	40	50	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cco	40	50	40	50	40	50	
		Cci	40	50	40	50	40	50	
		Ccj	40	50	40	50	40	50	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	30	90	30	100	30	90	
		Cci	30	70	30	40	30	70	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	Cco	40	70	40	70	40	70	
		Cci	40	70	40	70	40	70	
		Ccj	40	70	40	70	40	70	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	Cco	30	40	30	70	30	40	
		Cci	30	40	30	60	30	40	
		Ccj	30	40	30	60	30	40	
71項の備考	接着機洗浄水を循環するものにあつては	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	30	10	30	
		Ccj	10	20	10	20	10	20	
75	木材薬品処理業	Cco	20	30	20	40	20	30	
		Cci	20	30	20	40	20	30	
		Ccj	20	30	20	40	20	30	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	Cco	70	80	70	80	70	80	
		Cci	70	80	70	80	70	80	
		Ccj	60	70	60	80	60	70	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	Cco	60	70	60	70	60	70	
		Cci	60	70	60	70	60	70	
		Ccj	60	70	60	70	60	70	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	Cco	50	60	50	60	50	60	
		Cci	50	60	50	60	50	60	
		Ccj	50	60	50	60	50	60	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cco	70	80	140	150	70	80	
		Cci	70	80	130	150	70	80	
		Ccj	70	80	120	130	70	80	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。) 又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。) に係るもの	Cco	80	90	80	90	80	90	
		Cci	80	90	80	90	80	90	
		Ccj	80	90	80	90	80	90	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cco	60	70	60	70	60	70	
		Cci	50	60	50	60	50	60	
		Ccj	40	50	40	60	40	50	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。) に係るもの	Cco	70	100	70	80	70	100	
		Cci	70	100	70	80	70	100	
		Ccj	60	70	60	80	60	70	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
82項の備考	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては	C c o	80	100	80	90	80	100	
		C c i	70	100	70	80	70	100	
		C c j	60	80	60	80	60	80	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C c o	60	70	60	70	60	70	
		C c i	60	70	60	70	60	70	
		C c j	50	60	50	60	50	60	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	C c o	90	130	90	110	90	130	
		C c i	90	100	90	105	90	100	
		C c j	80	90	80	100	80	90	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	C c o	100	110	100	120	100	110	
		C c i	100	110	100	120	100	110	
		C c j	70	80	70	90	70	80	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	C c o	50	60	50	60	50	60	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	40	50	40	50	40	50	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C c o	30	40	30	50	30	40	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	C c o	40	60	40	60	40	60	
		C c i	40	60	40	50	40	60	
		C c j	40	50	40	50	40	50	
89	機械すき和紙製造業	C c o	60	80	60	70	60	80	
		C c i	60	80	60	70	60	80	
		C c j	60	80	60	70	60	80	
89項の備考	パルプ製造工程を有するものにあつては	C c o	60	110	60	110	60	110	
		C c i	60	90	60	90	60	90	
		C c j	60	80	60	70	60	80	
90	手すき和紙製造業	C c o	90	100	90	100	90	100	
		C c i	90	100	90	100	90	100	
		C c j	80	100	80	100	80	100	
91	塗工紙製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
92	段ボール製造業	C c o	20	60	40	60	20	60	
		C c i	20	60	40	60	20	60	
		C c j	15	30	40	60	15	30	
93	重包装紙袋製造業	C c o	70	80	70	80	70	80	
		C c i	70	80	70	80	70	80	
		C c j	70	80	70	80	70	80	
94	セロファン製造業	C c o	25	40	40	50	25	40	
		C c i	25	40	40	50	25	40	
		C c j	15	40	40	50	15	40	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
95	乾式法による繊維板製造業	C c o	40	50	40	50	40	50	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	40	50	40	50	40	50	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	C c o	80	90	80	100	80	90	
		C c i	80	90	80	90	80	90	
		C c j	60	70	60	80	60	70	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工 品製造業(整理番号76の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	C c o	30	50	30	40	20	30	
		C c i	30	40	30	40	20	30	
		C c j	30	40	30	40	20	30	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷 するものを含む。)	C c o	50	80	50	80	50	80	
		C c i	50	70	50	70	50	70	
		C c j	50	70	50	70	50	70	
101	製版業	C c o	50	60	50	60	50	60	
		C c i	50	60	50	60	50	60	
		C c j	50	60	50	60	50	60	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	C c o	30	50	30	60	30	50	
		C c i	30	40	30	50	30	40	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
103	複合肥料製造業	C c o	30	40	30	50	30	40	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	30	40	30	40	30	40	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるもの を除く。)	C c o	30	40	30	40	30	40	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	30	40	30	40	30	40	
105	ソーダ工業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
106	電炉工業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
107	無機顔料製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
107項の備考	黄鉛製造工程を有するものあつては	C c o	60	70	60	70	60	70	
		C c i	60	70	60	70	60	70	
		C c j	50	60	50	60	50	60	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105の項から前項までに掲げるものを 除く。)	C c o	20	40	20	40	20	40	
		C c i	20	40	20	40	20	40	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
108項の備考 (1)	硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を 除く。)製造工程にあつては	C c o	40	50	70	80	40	50	
		C c i	40	50	70	80	40	50	
		C c j	40	50	60	70	40	50	
108項の備考 (2)	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程 を有する硫酸製造工程にあつては	C c o	50	60	50	60	50	60	
		C c i	50	60	50	60	50	60	
		C c j	50	60	50	60	50	60	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	C c o	60	90	60	70	60	90	
		C c i	60	80	60	70	60	80	
		C c j	40	50	40	60	40	50	
109項の備考 (1)	靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては	C c o	210	220	210	280	150	160	
		C c i	210	220	210	220	150	160	
		C c j	190	210	190	210	150	160	
109項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては	C c o	100	110	100	110	100	110	
		C c i	80	90	80	90	80	90	
		C c j	80	90	80	90	80	90	
109項の備考 (3)	エピクロルヒドリン製造工程にあつては	C c o	140	150	140	160	140	150	
		C c i	130	150	130	150	130	150	
		C c j	130	150	130	150	130	150	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	C c o	50	60	50	80	50	60	
		C c i	50	60	50	60	50	60	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
110項の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては	C c o	190	200	190	250	190	200	
		C c i	190	200	190	210	190	200	
		C c j	180	190	180	200	180	190	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	C c o	30	40	30	40	30	40	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
111項の備考	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては	C c o	70	80	70	80	70	80	
		C c i	70	80	70	80	70	80	
		C c j	70	80	70	80	70	80	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	C c o	40	50	40	50	40	50	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	40	50	40	50	40	50	
112項の備考 (1)	乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては	C c o	50	60	50	70	50	60	
		C c i	50	60	50	70	50	60	
		C c j	50	60	50	70	50	60	
112項の備考 (2)	クロロブレンゴム製造工程にあつては	C c o	130	140	130	140	130	140	
		C c i	130	140	130	140	130	140	
		C c j	130	140	130	140	130	140	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	C c o	50	60	50	60	50	60	
		C c i	50	60	50	60	50	60	
		C c j	50	60	50	60	50	60	
113項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程にあつては	C c o	270	280	270	290	270	280	
		C c i	260	270	260	280	260	270	
		C c j	260	270	260	280	260	270	
113項の備考 (2)	有機農薬原体製造工程にあつては	C c o	180	190	180	230	180	190	
		C c i	180	190	180	210	180	190	
		C c j	160	170	160	190	160	170	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	C c o	60	70	60	75	60	70	
		C c i	40	50	40	60	40	50	
		C c j	40	50	40	60	40	50	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
115	脂肪族系中間物製造業	Cco	60	70	60	70	60	70	
		Cci	60	70	60	70	60	70	
		Ccj	50	60	50	70	50	60	
115項の備考 (1)	青酸誘導品含有排水を排出する工程 にあつては	Cco	210	540	210	220	210	540	
		Cci	210	220	210	220	210	220	
		Ccj	190	210	190	210	190	210	
115項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又は アセトアルデヒドの製造工程にあつて は	Cco	100	110	100	120	100	110	
		Cci	80	100	80	100	80	100	
		Ccj	80	100	80	100	80	100	
115項の備考 (3)	エピクロルヒドリン製造工程にあつては	Cco	140	150	140	150	140	150	
		Cci	130	140	130	140	130	140	
		Ccj	130	140	130	140	130	140	
116	メタン誘導品製造業	Cco	30	40	30	40	30	40	
		Cci	30	40	30	40	30	40	
		Ccj	20	30	20	40	20	30	
117	発酵工業	Cco	120	130	120	130	120	130	
		Cci	110	120	110	130	110	120	
		Ccj	110	120	110	130	110	120	
118	コーラル製品製造業	Cco	120	130	120	140	120	130	
		Cci	120	130	120	140	120	130	
		Ccj	120	130	120	140	120	130	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造 業	Cco	50	100	50	60	50	100	
		Cci	50	80	50	60	50	80	
		Ccj	30	40	30	50	30	40	
119項の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造 工程にあつては	Cco	190	200	190	350	190	200	
		Cci	190	200	190	210	190	200	
		Ccj	190	200	190	210	190	200	
120	プラスチック製造業	Cco	30	40	30	40	30	40	
		Cci	20	30	20	30	20	30	
		Ccj	20	30	20	30	20	30	
120項の備考 (1)	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニ トリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 の製造工程にあつては	Cco	70	80	70	80	70	80	
		Cci	50	70	50	60	50	70	
		Ccj	50	70	50	60	50	70	
120項の備考 (2)	硝酸セルロース又は酢酸セルロースの 製造工程にあつては	Cco	60	70	60	70	60	70	
		Cci	60	70	60	70	60	70	
		Ccj	50	60	50	60	50	60	
121	合成ゴム製造業	Cco	40	50	40	50	40	50	
		Cci	40	50	40	50	40	50	
		Ccj	40	50	40	50	40	50	
121項の備考 (1)	乳化重合法による合成ゴム製造工程 にあつては	Cco	70	80	70	80	70	80	
		Cci	70	80	70	80	70	80	
		Ccj	70	80	70	80	70	80	
121項の備考 (2)	クロロプレンゴム製造工程にあつては	Cco	130	140	130	140	130	140	
		Cci	130	140	130	140	130	140	
		Ccj	130	140	130	140	130	140	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるものを 除く。)	C c o	50	90	50	90	50	90	
		C c i	50	90	50	90	50	90	
		C c j	50	80	50	80	50	80	
122項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程にあつては	C c o	280	290	280	320	150	160	
		C c i	270	280	270	280	150	160	
		C c j	270	280	270	280	150	160	
122項の備考 (2)	有機農薬原体製造工程にあつては	C c o	180	240	180	235	180	240	
		C c i	180	210	180	210	180	210	
		C c j	160	170	160	190	160	170	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレー ヨンの製造に係るもの	C c o	50	60	50	60	50	60	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセ テートの製造に係るもの	C c o	30	40	30	40	30	40	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	30	40	30	40	30	40	
125	合成繊維製造業	C c o	30	40	30	60	30	40	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
125項の備考	アクリル系繊維製造工程にあつては	C c o	60	70	60	80	60	70	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	30	50	30	50	30	50	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	C c o	40	50	40	50	40	50	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
127	石けん・合成洗剤製造業	C c o	10	20	10	30	10	20	
		C c i	10	15	10	15	10	15	
		C c j	10	15	10	15	10	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるもの を除く。)	C c o	40	50	40	100	40	50	
		C c i	40	50	40	80	40	50	
		C c j	40	50	40	80	40	50	
129	塗料製造業	C c o	40	50	40	100	40	50	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	40	50	40	50	40	50	
130	印刷インキ製造業	C c o	40	50	40	50	40	50	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
131	医薬品原薬・製剤製造業	C c o	70	100	70	100	70	100	
		C c i	70	90	70	90	70	90	
		C c j	60	70	60	90	60	70	
131項の備考	平成8年9月1日前的特定施設に係る 量にあつては	C c o	70	100	70	100	70	100	
		C c i	70	90	70	90	70	90	
		C c j	70	90	70	90	70	90	
132	医薬品製剤製造業	C c o	30	80	30	80	30	80	
		C c i	30	60	30	60	30	60	
		C c j	30	40	30	50	30	40	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
133	生物学的製剤製造業	C c o	30	40	30	40	30	40	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	30	40	30	40	30	40	
134	生薬・漢方製剤製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
135	動物用医薬品製造業	C c o	60	70	60	70	60	70	
		C c i	60	70	60	70	60	70	
		C c j	50	60	50	70	50	60	
136	火薬類製造業	C c o	20	30	20	40	20	30	
		C c i	20	30	20	40	20	30	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
136項の備考	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造 工程にあつては	C c o	60	70	60	70	60	70	
		C c i	60	70	60	70	60	70	
		C c j	50	60	50	70	50	60	
137	農薬製造業	C c o	30	40	30	40	30	40	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
138	合成香料製造業	C c o	120	130	120	160	120	130	
		C c i	110	120	110	120	110	120	
		C c j	110	120	110	120	110	120	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除 く。)	C c o	30	40	30	40	30	40	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 製造業	C c o	30	40	30	50	30	40	
		C c i	30	40	30	50	30	40	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造 業を含む。)	C c o	20	40	20	30	20	40	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
143	写真感光材料製造業	C c o	10	15	10	15	10	15	
		C c i	10	15	10	15	10	15	
		C c j	10	15	10	15	10	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	C c o	40	50	40	50	40	50	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	40	50	40	50	40	50	
145	イオン交換樹脂製造業	C c o	170	180	170	180	160	170	
		C c i	170	180	170	180	160	170	
		C c j	130	140	130	140	130	140	
146	化学工業(整理番号102の項から前項 までに掲げるものを除く。)	C c o	40	70	40	70	40	70	
		C c i	40	50	40	60	40	50	
		C c j	40	50	40	60	40	50	
147	石油精製業	C c o	20	30	20	40	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
147項の備考	潤滑油製造工程を有するものにあつては	Cco	30	40	30	40	30	40	
		Cci	30	40	30	40	30	40	
		Ccj	30	40	30	40	30	40	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	30	40	30	40	30	40	
		Cci	30	40	30	40	30	40	
		Ccj	30	40	30	40	30	40	
148項の備考	硫酸洗浄工程を有するものにあつては	Cco	40	50	40	80	40	50	
		Cci	40	50	40	70	40	50	
		Ccj	40	50	40	70	40	50	
149	コークス製造業	Cco	180	190	180	200	180	190	
		Cci	180	190	180	190	180	190	
		Ccj	90	100	90	120	90	100	
150	石油コークス製造業	Cco	70	80	70	80	70	80	
		Cci	70	80	70	80	70	80	
		Ccj	50	60	50	70	50	60	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	Cco	10	20	10	20	10	20	
		Cci	10	15	10	20	10	15	
		Ccj	10	15	10	20	10	15	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	Cco	60	70	60	70	60	70	
		Cci	40	50	40	50	40	50	
		Ccj	40	50	40	50	40	50	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cco	20	50	20	40	20	50	
		Cci	20	40	20	40	20	40	
		Ccj	20	40	20	40	20	40	
154	なめしかわ製造業	Cco	100	110	100	110	100	110	
		Cci	100	110	100	110	100	110	
		Ccj	100	110	100	110	100	110	
155	毛皮製造業	Cco	50	60	50	60	50	60	
		Cci	50	60	50	60	50	60	
		Ccj	50	60	50	60	50	60	
156	板ガラス製造業	Cco	10	20	10	20	10	20	
		Cci	10	20	10	20	10	20	
		Ccj	10	20	10	20	10	20	
157	板ガラス加工業	Cco	10	20	10	20	10	20	
		Cci	10	20	10	20	10	20	
		Ccj	10	20	10	20	10	20	
158	ガラス製加工素材製造業	Cco	10	20	10	20	10	20	
		Cci	10	20	10	20	10	20	
		Ccj	10	20	10	20	10	20	
159	ガラス容器製造業	Cco	10	20	10	20	10	20	
		Cci	10	20	10	20	10	20	
		Ccj	10	20	10	20	10	20	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	Cco	10	20	10	20	10	20	
		Cci	10	20	10	20	10	20	
		Ccj	10	20	10	20	10	20	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	C c o	10	20	10	20	10	20	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	20	10	20	10	20	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品 製造業	C c o	50	60	50	60	50	60	
		C c i	50	60	50	60	50	60	
		C c j	50	60	50	60	50	60	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲 げるものを除く。)	C c o	30	40	30	40	30	40	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	30	40	30	40	30	40	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の 項から前項までに掲げるものを除く。)	C c o	10	20	10	30	10	20	
		C c i	10	20	10	30	10	20	
		C c j	10	20	10	30	10	20	
165	生コンクリート製造業	C c o	10	15	10	30	10	15	
		C c i	10	15	10	30	10	15	
		C c j	10	15	10	30	10	15	
166	コンクリート製品製造業	C c o	10	20	10	30	10	20	
		C c i	10	20	10	30	10	20	
		C c j	10	20	10	30	10	20	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	C c o	10	20	10	30	10	20	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	20	10	20	10	20	
168	黒鉛電極製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
169	砕石製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
172	うわ薬製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
173	高炉による製鉄業	C c o	10	20	10	20	10	20	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	15	10	20	10	15	
173項の備考	コークス炉を有するものにあつては	C c o	40	50	40	60	40	50	
		C c i	30	40	30	50	30	40	
		C c j	30	40	30	50	30	40	
175	フェロアロイ製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げる ものを除く。)	C c o	10	20	10	30	10	20	
		C c i	10	20	10	30	10	20	
		C c j	10	20	10	30	10	20	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を 含む。)又は電気炉(単独電気炉を含 む。)によるものに限る。)	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同 183の項に掲げるものを除く。)	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同 183の項に掲げるものを除く。)	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
182	鋼管製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
183	伸鉄業	C c o	10	20	10	20	10	20	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	20	10	20	10	20	
184	磨棒鋼製造業	C c o	10	20	10	20	10	20	
		C c i	10	15	10	15	10	15	
		C c j	10	15	10	15	10	15	
185	引抜鋼管製造業	C c o	10	20	10	20	10	20	
		C c i	10	15	10	15	10	15	
		C c j	10	15	10	15	10	15	
186	伸線業	C c o	10	30	10	20	10	25	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	20	10	20	10	20	
187	ブリキ製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
188	亜鉛鉄板製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
189	めっき鋼管製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
190	めっき鉄鋼線製造業	C c o	20	30	20	30	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の 項から前項までに掲げるものを除く。)	C c o	10	20	10	20	10	20	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	20	10	20	10	20	
192	鍛鋼製造業	C c o	10	20	10	20	10	20	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	20	10	20	10	20	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
193	鍛工品製造業	C c o	10	20	10	15	10	15	
		C c i	10	20	10	15	10	15	
		C c j	10	20	10	15	10	15	
194	鋳鋼製造業	C c o	10	20	10	30	10	20	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	20	10	20	10	20	
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号 197の項に掲げるものを除く。)	C c o	10	20	10	20	10	20	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	20	10	20	10	20	
196	鋳鉄管製造業	C c o	10	20	10	20	10	20	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	20	10	20	10	20	
197	可鍛鋳鉄製造業	C c o	10	20	10	20	10	20	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	20	10	20	10	20	
198	鉄粉製造業	C c o	10	15	10	15	10	15	
		C c i	10	15	10	15	10	15	
		C c j	10	15	10	15	10	15	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	C c o	10	20	10	20	10	20	
		C c i	10	20	10	20	10	20	
		C c j	10	20	10	20	10	20	
200	非鉄金属製造業	C c o	10	30	10	30	10	30	
		C c i	10	20	10	30	10	20	
		C c j	10	20	10	30	10	20	
201	電気めっき業	C c o	40	60	40	80	40	60	
		C c i	40	60	40	60	40	60	
		C c j	40	50	40	60	40	50	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを 除く。)	C c o	10	30	10	30	10	30	
		C c i	10	20	10	30	10	20	
		C c j	10	20	10	30	10	20	
203	一般機械器具製造業	C c o	10	30	10	30	10	30	
		C c i	10	20	10	30	10	20	
		C c j	10	20	10	30	10	20	
204	電子回路製造業	C c o	20	40	20	40	20	40	プリント回路製造業
		C c i	20	30	20	40	20	30	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く)、電気機械 器具製造業又は情報通信機械器具製 造業	C c o	10	30	10	30	10	30	電気機械器具製造業(前項 に掲げるものを除き、情報通 信機械器具製造業、電子部 品・デバイス製造業を含 む。)
		C c i	10	30	10	30	10	30	
		C c j	10	30	10	30	10	30	
206	輸送用機械器具製造業	C c o	10	30	10	30	10	30	
		C c i	10	30	10	20	10	30	
		C c j	10	30	10	20	10	30	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
207	精密機械器具製造業	Cco	10	25	10	20	10	25	
		Cci	10	15	10	20	10	15	
		Ccj	10	15	10	20	10	15	
208	ガス製造工場	Cco	20	30	20	30	20	30	
		Cci	20	30	20	30	20	30	
		Ccj	20	30	20	30	20	30	
209	下水道業	Cco	20	60	20	60	20	60	
		Cci	20	40	20	40	20	40	
		Ccj	20	40	20	40	20	40	
209項の備考	標準活性汚泥法その他これと同程度 に下水を処理することができる方法より 高度に下水を処理することができる方法 により下水を処理するものにあつては	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	30	10	30	
		Ccj	10	30	10	30	10	30	
210	空瓶卸売業	Cco	30	40	30	40	30	40	
		Cci	20	30	20	30	20	30	
		Ccj	20	30	20	30	20	30	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法 律第百六十号)第五条の二に規定す る施設をいう。)	Cco	30	40	30	50	30	40	
		Cci	30	40	30	40	30	40	
		Ccj	20	30	20	40	20	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cco	50	80	50	80	50	80	
		Cci	40	60	40	70	40	60	
		Ccj	30	50	30	60	30	50	
213	飲食店	Cco	50	70	50	70	50	70	
		Cci	40	60	40	60	40	60	
		Ccj	30	40	30	50	30	40	
213項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし 尿浄化槽を使用するものにあつては	Cco	30	30	30	30	30	30	
		Cci	30	30	30	30	30	30	
		Ccj	30	30	30	30	30	30	
214	宿泊業	Cco	50	70	50	70	50	70	
		Cci	40	60	40	60	40	60	
		Ccj	30	40	30	50	30	40	
214項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし 尿浄化槽を使用するものにあつては	Cco	30	30	30	30	30	30	
		Cci	30	30	30	30	30	30	
		Ccj	30	30	30	30	30	30	
215	リネンサプライ業	Cco	40	60	40	80	40	60	
		Cci	40	50	40	70	40	50	
		Ccj	30	40	30	50	30	40	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	40	60	40	90	40	60	
		Cci	40	50	40	65	40	50	
		Ccj	30	40	30	50	30	40	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	Cco	60	80	60	80	60	80	
		Cci	60	70	60	70	60	70	
		Ccj	60	70	60	70	60	70	
219	自動車整備業	Cco	20	30	20	40	20	30	
		Cci	20	30	20	30	20	30	
		Ccj	20	30	20	30	20	30	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
220	病院	Cco	30	60	30	60	30	60	
		Cci	30	40	30	50	30	40	
		Ccj	30	40	30	50	30	40	
220項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては	Cco	30	30	30	30	30	30	
		Cci	30	30	30	30	30	30	
		Ccj	30	30	30	30	30	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	Cco	30	70	30	70	30	70	
		Cci	30	50	30	50	30	50	
		Ccj	30	50	30	50	30	50	
221項の備考 (1)	第二欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあつては	Cco	40	70	40	70	40	50	
		Cci	30	50	30	50	30	50	
		Ccj	30	50	30	50	30	50	
221項の備考 (2)	第二欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであつて、昭和55年7月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては	Cco	40	80	40	80	40	50	
		Cci	40	80	40	80	40	50	
		Ccj	30	50	30	50	30	50	
221項の備考 (3)	第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco	10	40	10	40	10	40	
		Cci	10	40	10	40	10	40	
		Ccj	10	40	10	40	10	40	
221項の備考 (4)	平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては	Cco	30	30	30	30	30	30	
		Cci	30	30	30	30	30	30	
		Ccj	30	30	30	30	30	30	
221項の備考 (5)	(4)のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco	10	25	10	25	10	25	
		Cci	10	25	10	25	10	25	
		Ccj	10	25	10	25	10	25	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	Cco	50	80	50	80	50	80	
		Cci	50	80	50	80	50	80	
		Ccj	30	60	30	60	30	60	
222項の備考 (1)	昭和55年7月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては	Cco	70	90	70	90	70	90	
		Cci	70	90	70	90	70	90	
		Ccj	40	80	40	80	40	80	
222項の備考 (2)	平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては	Cco	30	30	30	30	30	30	
		Cci	30	30	30	30	30	30	
		Ccj	30	30	30	30	30	30	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	Cco	40	60	40	60	40	50	
		Cci	30	50	30	50	30	50	
		Ccj	20	40	20	40	20	40	
223項の備考 (1)	日平均排水量が3,000m ³ 未満のものにあつては	Cco	50	60	50	60	40	50	
		Cci	30	50	30	50	30	50	
		Ccj	20	40	20	40	20	40	
223項の備考 (2)	昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては	Cco	40	60	40	60	40	50	
		Cci	40	60	40	60	40	50	
		Ccj	20	40	20	40	20	40	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
223項の備考 (3)	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式 酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法 を加えた方法より高度にし尿を処理す ることができる方法によりし尿を処理す るものにあつては	C c o	10	50	10	50	10	50	
		C c i	10	50	10	50	10	50	
		C c j	10	40	10	40	10	40	
224	ごみ処理業	C c o	30	70	30	50	30	70	
		C c i	30	40	30	40	30	40	
		C c j	30	40	30	40	30	40	
225	廃油処理業	C c o	20	30	20	40	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるもの を除く。)	C c o	20	30	20	40	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
227	死亡獣畜取扱業	C c o	40	50	40	50	40	50	
		C c i	40	50	40	50	40	50	
		C c j	40	50	40	50	40	50	
228	と畜場	C c o	40	60	40	80	40	60	
		C c i	40	60	40	60	40	60	
		C c j	40	50	40	60	40	50	
229	中央卸売市場	C c o	20	30	20	50	20	30	
		C c i	20	30	20	30	20	30	
		C c j	20	30	20	30	20	30	
230	地方卸売市場	C c o	20	40	20	50	20	40	
		C c i	20	30	20	40	20	30	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
231	試験研究機関(規則第一条の二各号 に掲げるものをいう。)	C c o	20	50	20	50	20	50	
		C c i	20	35	20	40	20	35	
		C c j	20	30	20	40	20	30	
232	整理番号2の項から前項までに分類さ れないもの	C c o	10	120	10	120	10	120	
		C c i	10	90	10	90	10	90	
		C c j	10	90	10	90	10	90	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
2	畜産農業	C no	60	200	60	130	60	120	
		C ni	60	70	60	70	60	70	
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有す るものにあつては	C no	-	-	-	-	60	200	
		C ni	-	-	-	-	60	70	新規に備考欄を追加
3	天然ガス鉱業	C no	60	150	60	150	60	150	
		C ni	60	70	60	70	60	70	
4	非金属鉱業	C no	10	15	15	25	10	15	
		C ni	10	15	15	25	10	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品 製造業	C no	25	50	30	60	25	50	肉製品製造業
		C ni	10	25	10	35	10	25	日本標準産業分類による名 称変更
6	乳製品製造業	C no	15	30	20	30	15	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	C no	30	40	30	40	30	40	
		C ni	10	20	10	35	10	20	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
9	寒天製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)	C no	25	35	45	55	25	35	
		C ni	10	20	10	50	10	20	
12	冷凍水産物製造業	C no	25	55	45	55	25	55	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
13	冷凍水産食品製造業	C no	30	55	45	55	30	55	
		C ni	10	40	10	50	10	40	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項か ら前項までに掲げるものを除き、魚介 類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	C no	25	50	45	55	25	50	
		C ni	10	30	10	50	10	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品 製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
16	野菜漬物製造業	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
17	味そ製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	C no	25	120	45	95	25	120	
		C ni	10	35	10	50	10	35	
19	うま味調味料製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
20	ソース製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
21	食酢製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
22	砂糖精製業	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	C no	15	30	20	145	15	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
24	小麦粉製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
25	パン製造業	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
26	生菓子製造業	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
27	ビスケット類・干菓子製造業	C no	15	30	20	30	15	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
28	米菓製造業	C no	15	30	20	30	15	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項か ら前項までに掲げるものを除く。)	C no	15	30	20	30	15	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
30	植物油脂製造業	C no	10	20	20	30	10	20	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
31	動物油脂製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
32	食用油脂加工業	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤 製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
34	穀類でんぷん製造業	C no	15	30	20	30	15	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
35	めん類製造業	C no	15	30	20	30	15	30	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
37	豆腐・油揚げ製造業	C no	20	40	30	40	20	40	
		C ni	10	25	10	35	10	25	
38	あん類製造業	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
39	冷凍調理食品製造業	C no	20	35	30	40	20	35	
		C ni	10	20	10	35	10	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に 係るもの	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
41	清涼飲料製造業	C no	15	30	20	30	15	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
42	果実酒製造業	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
43	ビール製造業	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
44	清酒製造業	C no	10	20	20	30	10	20	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
45	蒸留酒・混成酒製造業	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
46	インスタントコーヒー製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
47	配合飼料製造業	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
48	単体飼料製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
49	有機質肥料製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	20	10	25	10	20	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
50	たばこ製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	20	10	25	10	20	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	Cno	15	25	20	30	15	25	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	Cno	10	20	20	30	10	20	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cno	10	30	20	40	10	30	
		Cni	10	15	10	30	10	15	
59項の備考	綿織物捺染工程にあつては	Cno	60	80	60	100	60	80	
		Cni	10	55	10	60	10	55	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	20	10	25	10	20	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno	15	25	20	40	15	25	
		Cni	10	15	10	30	10	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno	10	30	20	30	10	30	
		Cni	10	20	10	25	10	20	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	20	10	25	10	20	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	20	10	25	10	20	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	Cno	15	25	20	30	15	25	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	15	10	25	10	15	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項 に掲げるものを除く。)	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	25	10	25	10	25	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	C no	10	25	20	30	10	25	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
75	木材薬品処理業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で溶解パルプ製造工程に係る もの	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でサルファイトパルプ製造工程 に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でグランドパルプ製造工程、リ ファイナーグランドパルプ製造工程又 はサーモメカニカルパルプ製造工程に 係るもの	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で未さらしケミグランドパルプ製 造工程又は未さらしセミケミカルパルプ 製造工程に係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でさらしケミグランドパルプ製造 工程(前工程の未さらしケミグランドパ ルプ製造工程を含む。)又はさらしセミ ケミカルパルプ製造工程(前工程の未 さらしセミケミカルパルプ製造工程を含 む。)に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で未さらしクラフトパルプ製造 工程に係るもの(次項に掲げるものを 除く。)	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でさらしクラフトパルプ製造工 程(前工程の未さらしクラフトパルプ製 造工程を含む。)に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で古紙を原料とするパルプ製 造工程に係るもの(次項に掲げるもの を除く。)	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で古紙を原料とし脱インキ又は 漂白を行うパルプ製造工程(前工程の 離解工程を含む。)に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で木材又は古紙以外のものを 原料とするパルプ製造工程に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
89	機械すき紙製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
90	手すき紙製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
91	塗工紙製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
92	段ボール製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
93	重包装紙袋製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
94	セロファン製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
95	乾式法による繊維板製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	25	10	25	10	25	
101	製版業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	C no	15	25	15	90	15	25	
		C ni	10	15	10	70	10	15	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等 の 区 分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
102項の備考 (1)	アンモニア製造工程にあつては	Cno	40	150	40	100	40	120	
		Cni	30	40	30	70	30	40	
102項の備考 (2)	アンモニア誘導品製造工程にあつては	Cno	200	210	200	430	200	210	
		Cni	200	210	200	210	200	210	
102項の備考 (3)	尿素製造工程にあつては	Cno	1100	1200	1500	1600	700	800	
		Cni	1100	1200	1100	1200	700	800	
103	複合肥料製造業	Cno	15	35	15	45	15	35	
		Cni	10	15	10	45	10	15	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cno	10	15	15	25	10	15	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
105	ソーダ工業	Cno	10	15	15	25	10	15	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
106	電炉工業	Cno	15	25	15	25	15	25	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
107	無機顔料製造業	Cno	25	40	50	110	25	40	
		Cni	20	30	40	60	20	30	
107項の備考	黄鉛顔料製造工程にあつては	Cno	50	700	50	700	50	700	
		Cni	40	600	40	600	40	600	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	20	50	20	50	20	50	
		Cni	10	40	10	40	10	40	
108項の備考 (1)	バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあつては	Cno	50	6000	50	6000	50	5300	
		Cni	40	6000	40	6000	40	5300	
108項の備考 (2)	酸化コバルト製造工程にあつては	Cno	50	750	50	750	50	750	
		Cni	40	750	40	750	40	750	
108項の備考 (3)	モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあつては	Cno	50	6000	50	6000	50	5000	
		Cni	40	6000	40	6000	40	5000	
108項の備考 (4)	イットリウム酸化物製造工程にあつては	Cno	50	150	50	150	50	120	
		Cni	40	150	40	150	40	120	
108項の備考 (5)	酸化銀製造工程にあつては	Cno	50	210	50	210	50	210	
		Cni	40	210	40	210	40	210	
108項の備考 (6)	酸化ジルコニウム製造工程にあつては	Cno	50	230	50	400	50	230	
		Cni	40	230	40	300	40	230	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
108項の備考 (7)	窒素又はその化合物を含有する原料 を使用する工程にあつては	Cno	50	160	50	160	50	120	
		Cni	40	60	40	60	40	60	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族 系中間物製造工程に係るもの	Cno	15	60	15	80	15	50	
		Cni	10	15	10	35	10	15	
109項の備考	窒素又はその化合物を原料として使 用するものにあつては	Cno	50	240	50	240	50	200	
		Cni	40	50	40	55	40	50	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中 間物・合成染料・有機顔料製造工程に 係るもの	Cno	15	30	15	50	15	30	
		Cni	10	25	10	35	10	25	
110項の備考	窒素又はその化合物を原料として使 用するものにあつては	Cno	15	60	60	180	15	60	
		Cni	10	30	50	60	10	30	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラス チック製造工程に係るもの	Cno	15	60	15	60	15	45	
		Cni	10	15	10	30	10	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴ ム製造工程に係るもの	Cno	15	25	15	80	15	25	
		Cni	10	15	10	35	10	15	
112項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化 助剤として使用するものにあつては	Cno	50	145	50	160	50	130	
		Cni	15	40	40	55	15	40	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化 学工業製品製造工程(脂肪族系中間 物製造工程、環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程、プラスチック製造 工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に 係るもの	Cno	15	40	15	60	15	40	
		Cni	10	15	10	35	10	15	
113項の備考	窒素又はその化合物を原料として使 用するものにあつては	Cno	15	55	20	60	15	55	
		Cni	10	30	15	35	10	30	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番 号109の項から前項までに掲げるもの を除く。)	Cno	15	25	15	60	15	25	
		Cni	10	20	10	30	10	20	
115	脂肪族系中間物製造業	Cno	15	35	15	80	15	35	
		Cni	10	15	10	35	10	15	
115項の備考 (1)	窒素又はその化合物を原料として使 用するものにあつては	Cno	45	120	50	150	45	120	
		Cni	20	40	40	55	20	40	
115項の備考 (2)	青酸誘導品含有排水を排出する工程 にあつては	Cno	300	2750	500	510	300	1800	
		Cni	300	500	500	510	300	500	
116	メタン誘導品製造業	Cno	15	60	15	40	15	60	
		Cni	10	15	10	30	10	15	
117	発酵工業	Cno	15	55	15	40	15	40	
		Cni	10	20	10	30	10	20	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等 の 区 分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
118	コーラル製品製造業	Cno	330	530	800	1000	330	530	
		Cni	170	410	800	1000	170	410	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cno	15	55	15	70	15	55	
		Cni	10	15	10	35	10	15	
119項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	30	100	60	180	30	100	
		Cni	10	50	50	120	10	50	
120	プラスチック製造業	Cno	10	25	15	50	10	25	
		Cni	10	15	10	30	10	15	
120項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	20	70	50	150	20	65	
		Cni	10	35	40	55	10	35	
121	合成ゴム製造業	Cno	15	45	15	50	15	45	
		Cni	10	15	10	35	10	15	
121項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	40	100	50	150	40	100	
		Cni	20	40	40	55	20	40	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	15	70	15	80	15	70	
		Cni	10	15	10	35	10	15	
122項の備考(1)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	20	85	20	85	20	85	
		Cni	15	35	15	35	15	35	
122項の備考(2)	イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては	Cno	20	210	20	420	20	210	
		Cni	15	30	15	420	15	30	
122項の備考(3)	メラミン製造工程にあつては	Cno	850	1500	850	1500	850	1500	
		Cni	850	1500	850	1500	850	1500	
122項の備考(4)	化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあつては	Cno	15	200	15	1000	15	200	
		Cni	10	35	10	35	10	35	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cno	10	15	15	25	10	15	
		Cni	10	15	10	20	10	15	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cno	15	25	15	25	15	25	
		Cni	10	20	10	20	10	20	
125	合成繊維製造業	Cno	10	15	15	30	10	15	
		Cni	10	15	10	20	10	15	
125項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	50	60	50	150	50	60	
		Cni	35	50	40	55	35	50	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	C no	10	30	15	55	10	30	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
127	石けん・合成洗剤製造業	C no	15	25	15	55	15	25	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	15	55	15	55	15	55	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
129	塗料製造業	C no	15	30	15	55	15	30	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
130	印刷インキ製造業	C no	15	30	15	25	15	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
131	医薬品原薬・製剤製造業	C no	15	45	15	75	15	45	
		C ni	10	15	10	40	10	15	
131項の備考	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては	C no	25	120	25	130	25	120	
		C ni	20	30	20	40	20	30	
132	医薬品製剤製造業	C no	10	20	15	25	10	20	
		C ni	10	15	10	20	10	15	
133	生物学的製剤製造業	C no	10	20	15	25	10	20	
		C ni	10	15	10	20	10	15	
134	生薬・漢方製剤製造業	C no	15	25	15	25	15	25	
		C ni	10	15	10	20	10	15	
135	動物用医薬品製造業	C no	15	25	15	25	15	25	
		C ni	10	15	10	20	10	15	
136	火薬類製造業	C no	15	65	15	65	15	35	
		C ni	10	20	10	30	10	20	
137	農薬製造業	C no	15	70	15	80	15	70	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
138	合成香料製造業	C no	15	35	15	90	15	35	
		C ni	10	20	10	30	10	20	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	15	25	15	70	15	25	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	C no	15	25	15	30	15	25	
		C ni	10	15	10	30	10	15	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	C no	15	25	15	55	15	25	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
143	写真感光材料製造業	C no	15	25	15	25	15	25	
		C ni	10	20	10	20	10	20	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	C no	10	15	15	25	10	15	
		C ni	10	15	10	15	10	15	
145	イオン交換樹脂製造業	C no	15	25	15	25	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	15	55	15	60	15	50	
		C ni	10	20	10	30	10	20	
147	石油精製業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
149	コークス製造業	C no	500	950	600	1000	500	950	
		C ni	320	400	400	800	320	400	
150	石油コークス製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
154	なめしかわ製造業	C no	20	75	20	75	20	75	
		C ni	10	15	10	75	10	15	
155	毛皮製造業	C no	10	20	20	30	10	20	
		C ni	10	20	10	30	10	20	
156	板ガラス製造業	C no	10	20	20	30	10	20	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
157	板ガラス加工業	C no	10	20	20	30	10	20	
		C ni	10	20	10	25	10	20	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
158	ガラス製加工素材製造業	C no	10	20	20	30	10	20	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
159	ガラス容器製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	20	10	15	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	20	10	15	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	20	10	15	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品 製造業	C no	15	25	20	30	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲 げるものを除く。)	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の 項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	10	25	20	30	10	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
165	生コンクリート製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
166	コンクリート製品製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	C no	10	20	20	30	10	20	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
168	黒鉛電極製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
169	砕石製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	C no	10	25	20	30	10	25	
		C ni	10	20	10	25	10	20	
172	うわ薬製造業	C no	10	15	20	30	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
173	高炉による製鉄業	C no	10	20	15	35	10	20	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
173項の備考 (1)	コークス製造工程にあつては	C no	500	950	600	1000	500	950	
		C ni	320	400	400	800	320	400	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
173項の備考 (2)	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	Cno	55	100	55	100	55	100	
		Cni	40	50	40	60	40	50	
175	フェロアロイ製造業	Cno	15	25	15	25	15	25	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げる ものを除く。)	Cno	10	15	15	25	10	15	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を 含む。))又は電気炉(単独電気炉を含 む。))によるものに限る。)	Cno	15	25	15	25	15	25	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
178項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	Cno	55	100	55	100	55	100	
		Cni	40	50	40	60	40	50	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同 183の項に掲げるものを除く。)	Cno	15	25	15	25	15	25	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
179項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	Cno	55	100	55	100	55	100	
		Cni	40	50	40	60	40	50	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同 183の項に掲げるものを除く。)	Cno	10	15	15	55	10	15	
		Cni	10	15	10	30	10	15	
180項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	Cno	55	100	55	100	55	100	
		Cni	40	50	40	60	40	50	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cno	10	15	15	25	10	15	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
181項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	50	40	60	40	50	
182	鋼管製造業	Cno	15	25	15	25	15	25	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
182項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	50	40	60	40	50	
183	伸鉄業	Cno	10	15	15	25	10	15	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
183項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	50	40	60	40	50	
184	磨棒鋼製造業	Cno	10	15	15	25	10	15	
		Cni	10	15	10	25	10	15	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
184項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	C no	45	55	55	65	45	55	
		C ni	40	50	40	60	40	50	
185	引抜鋼管製造業	C no	15	25	15	45	15	25	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
185項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	C no	55	65	55	65	55	65	
		C ni	40	50	40	60	40	50	
186	伸線業	C no	15	40	15	25	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
186項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	C no	55	65	55	65	55	65	
		C ni	40	50	40	60	40	50	
187	ブリキ製造業	C no	10	15	15	35	10	15	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
188	亜鉛鉄板製造業	C no	10	15	15	45	10	15	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
189	めっき鋼管製造業	C no	15	50	15	40	15	50	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
190	めっき鉄鋼線製造業	C no	15	50	15	25	15	50	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の 項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	10	55	15	35	10	55	
		C ni	10	15	10	30	10	15	
191項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	C no	55	65	55	65	55	65	
		C ni	40	50	40	60	40	50	
192	鍛鋼製造業	C no	10	15	15	25	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
193	鍛工品製造業	C no	15	25	15	25	15	25	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
194	鋳鋼製造業	C no	10	20	15	25	10	20	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
195	鋳鉄物製造業(次項及び整理番号 197の項に掲げるものを除く。)	C no	10	15	15	25	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	
196	鋳鉄管製造業	C no	10	15	15	25	10	15	
		C ni	10	15	10	25	10	15	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等 の 区 分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
197	可鍛鉄製造業	Cno	10	15	15	25	10	15	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
198	鉄粉製造業	Cno	10	15	15	25	10	15	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	Cno	15	25	15	25	15	25	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
199項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	50	40	60	40	50	
200	非鉄金属製造業	Cno	15	35	20	70	15	35	
		Cni	10	15	10	60	10	15	
201	電気めっき業	Cno	20	40	20	30	20	40	
		Cni	10	30	10	30	10	30	
201項の備考	窒素又はその化合物による表面処理 施設を設置するものにあつては	Cno	50	120	60	130	50	120	
		Cni	35	55	50	120	35	55	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを 除く。)	Cno	15	40	20	40	15	40	
		Cni	10	25	10	35	10	25	
202項の備考 (1)	溶融めっき工程(窒素又はその化合物 による表面処理施設を設置するものに 限る。)にあつては	Cno	40	50	60	70	40	50	
		Cni	25	40	50	65	25	40	
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(窒素又はその化 合物による表面処理施設を設置するも のに限る。)にあつては	Cno	55	120	60	90	55	90	
		Cni	35	50	50	90	35	50	
203	一般機械器具製造業	Cno	20	35	20	35	20	35	
		Cni	10	20	10	25	10	20	
203項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては	Cno	20	45	20	45	20	40	
		Cni	10	20	10	25	10	20	
204	電子回路製造業	Cno	15	30	20	30	15	30	プリント回路製造業
		Cni	10	20	10	25	10	20	日本標準産業分類による名 称変更
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く)、電気機械 器具製造業又は情報通信機械器具製 造業	Cno	15	30	20	30	15	30	電気機械器具製造業(前項 に掲げるものを除き、情報通 信機械器具製造業、電子部 品・デバイス製造業を含 む。)
		Cni	10	15	10	25	10	15	日本標準産業分類による名 称変更
205項の備考 (1)	民生用電気機械器具製造工程(窒素 又はその化合物による表面処理施設 を設置するものに限る。)にあつては	Cno	15	30	30	40	15	30	
		Cni	10	20	20	35	10	20	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
205項の備考 (2)	半導体素子製造工程にあつては	Cno	20	45	30	60	20	45	
		Cni	15	25	20	35	15	25	
206	輸送用機械器具製造業	Cno	15	30	20	30	15	30	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
206項の備考	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては	Cno	20	35	25	50	20	35	
		Cni	10	20	20	30	10	20	
207	精密機械器具製造業	Cno	10	15	20	30	10	15	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
207項の備考	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあつては	Cno	30	45	30	45	30	45	
		Cni	10	25	10	25	10	25	
208	ガス製造工場	Cno	10	15	20	30	10	15	
		Cni	10	15	10	25	10	15	
209	下水道業	Cno	10	40	10	40	10	40	
		Cni	10	40	10	40	10	40	
209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては	Cno	10	20	10	20	10	20	
		Cni	10	20	10	20	10	20	
209項の備考 (2)	高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては	Cno	10	60	10	60	10	60	
		Cni	10	60	10	60	10	60	
210	空瓶卸売業	Cno	20	30	25	35	20	30	
		Cni	10	15	15	30	10	15	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設をいう。)	Cno	15	30	25	35	15	30	
		Cni	10	15	15	30	10	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cno	15	30	25	35	15	30	
		Cni	10	15	15	30	10	15	
213	飲食店	Cno	25	60	25	60	25	60	
		Cni	10	30	15	45	10	30	
214	宿泊業	Cno	25	45	25	60	25	45	
		Cni	15	30	15	45	15	30	
215	リネンサプライ業	Cno	10	20	25	35	10	20	
		Cni	10	15	15	30	10	15	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	C no	15	25	25	35	15	25	
		C ni	10	20	15	30	10	20	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	C no	20	30	25	35	20	30	
		C ni	15	25	15	30	15	25	
219	自動車整備業	C no	15	25	25	35	15	25	
		C ni	10	20	15	30	10	20	
220	病院	C no	25	60	25	60	25	60	
		C ni	15	25	15	45	15	25	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	C no	20	60	20	60	20	60	
		C ni	10	40	10	40	10	40	
221項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	C no	20	30	20	30	20	30	
		C ni	10	30	10	30	10	30	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	C no	20	60	20	60	20	60	
		C ni	10	50	10	50	10	50	
222項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	C no	20	40	20	40	20	40	
		C ni	10	40	10	40	10	40	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	C no	20	60	20	60	20	60	
		C ni	10	40	10	40	10	40	
223項の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	C no	20	50	20	50	20	50	
		C ni	10	30	10	30	10	30	
224	ごみ処理業	C no	20	30	25	35	20	30	
		C ni	10	20	15	30	10	20	
225	廃油処理業	C no	10	30	25	35	10	30	
		C ni	10	15	15	30	10	15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	C no	20	50	40	50	20	50	
		C ni	10	40	20	45	10	40	
227	死亡獣畜取扱業	C no	25	35	25	35	25	35	
		C ni	15	25	15	30	15	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
228	と畜場	C no	25	60	25	60	25	60	
		C ni	15	25	15	30	15	25	
229	中央卸売市場	C no	20	30	25	35	20	30	
		C ni	15	25	15	30	15	25	
230	地方卸売市場	C no	20	30	25	35	20	30	
		C ni	15	25	15	30	15	25	
231	試験研究機関(規則第一条の二各号 に掲げるものをいう。)	C no	20	35	25	35	20	35	
		C ni	10	25	15	30	10	25	
232	整理番号2の項から前項までに分類さ れないもの	C no	10	60	10	60	10	60	
		C ni	10	50	10	60	10	50	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
2	畜産農業	C po	8	40	8	30	8	36	
		C pi	8	9	8	9	8	9	
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有す るものにあつては	C po	-	-	-	-	8	40	
		C pi	-	-	-	-	8	9	新規に備考欄を追加
3	天然ガス鉱業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
4	非金属鉱業	C po	1	2	1.5	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1.5	2.5	1	1.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品 製造業	C po	4	16	4	16	4	16	肉製品製造業
		C pi	1	6	1	8	1	6	日本標準産業分類による名 称変更
6	乳製品製造業	C po	5	8.5	5	16	5	8.5	
		C pi	1	3.5	1	8	1	3.5	
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	C po	5.5	11	8	16	5.5	11	
		C pi	1	5.5	1	8.5	1	5.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	C po	3	4	3	5.5	3	4	
		C pi	1	1.5	1.5	5.5	1	1.5	
9	寒天製造業	C po	3	5.5	3	7.5	3	5.5	
		C pi	1.5	2.5	1.5	5.5	1.5	2.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	C po	3	6.5	3	6	3	6	
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)	C po	3	7.5	3	12	3	7.5	
		C pi	1	3.5	1.5	8	1	3.5	
12	冷凍水産物製造業	C po	3	8	3	12	3	8	
		C pi	1.5	5.5	1.5	8	1.5	5.5	
13	冷凍水産食品製造業	C po	4	8	4	12	4	8	
		C pi	1	6	1	8	1	6	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項か ら前項までに掲げるものを除き、魚介 類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	C po	3	8	3	12	3	8	
		C pi	1.5	4	1.5	8	1.5	4	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品 製造業	C po	3	7.5	3	12	3	7.5	
		C pi	1	3	1.5	5.5	1	3	
16	野菜漬物製造業	C po	2.5	6.5	3	7.5	2.5	6.5	
		C pi	1	3	1.5	5.5	1	3	
17	味そ製造業	C po	4	7.5	4	7.5	4	7.5	
		C pi	1.5	4.5	1.5	5.5	1.5	4.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	C po	4	8	8	9	4	8	
		C pi	1.5	3	1.5	8.5	1.5	3	
19	うま味調味料製造業	C po	1.5	8	3	5.5	1.5	8	
		C pi	1	1.5	1.5	5.5	1	1.5	
20	ソース製造業	C po	3	6	3	7.5	3	6	
		C pi	1	2.5	1.5	5.5	1	2.5	
21	食酢製造業	C po	3	4.5	3	7.5	3	4.5	
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3	
22	砂糖精製業	C po	1.5	5	3	4	1.5	4.5	
		C pi	1	2	1.5	4	1	2	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	C po	3	6	3	7.5	3	6	
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3	
24	小麦粉製造業	C po	3	7.5	3	4	3	7.5	
		C pi	1.5	2.5	1.5	4	1.5	2.5	
25	パン製造業	C po	2	6	3	7.5	2	6	
		C pi	1	2.5	1.5	5.5	1	2.5	
26	生菓子製造業	C po	3	7.5	6	7.5	3	7.5	
		C pi	1	4	1	6.5	1	4	
27	ビスケット類・干菓子製造業	C po	3	4	3	4	3	4	
		C pi	1	1.5	1.5	4	1	1.5	
28	米菓製造業	C po	3	7.5	3	4	3	7.5	
		C pi	1.5	4.5	1.5	4	1.5	4.5	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項か ら前項までに掲げるものを除く。)	C po	3	6	3	7.5	3	6	
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3	
30	植物油脂製造業	C po	2.5	6	4	7.5	2.5	6	
		C pi	1	2	1.5	5.5	1	2	
30項の備考	米糠を原料として使用するものにあつ ては	C po	4	8	4	16	4	8	
		C pi	1	2	1.5	5.5	1	2	
31	動物油脂製造業	C po	2	6	2	4.5	2	6	
		C pi	1	4.5	1	4.5	1	4.5	
32	食用油脂加工業	C po	2.5	3.5	3	4	2.5	3.5	
		C pi	1	2	1.5	4	1	2	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤 製造業	C po	2	3	3	5.5	2	3	
		C pi	1	1.5	1.5	5.5	1	1.5	

別表3 リンについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
34	穀類でんぷん製造業	C po	3	6.5	3	10	3	6.5	
		C pi	1.5	3	1.5	8	1.5	3	
35	めん類製造業	C po	3	6.5	3	7.5	3	6.5	
		C pi	1	2.5	1.5	5.5	1	2.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	C po	4	7.5	5	7.5	4	7.5	
		C pi	1	4.5	1	5.5	1	4.5	
38	あん類製造業	C po	3.5	12	5	12	3.5	9	
		C pi	1	4	1	8	1	4	
39	冷凍調理食品製造業	C po	4	8.5	8	9	4	8.5	
		C pi	1	4.5	1	8.5	1	4.5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に 係るもの	C po	2.5	7.5	4	7.5	2.5	7.5	
		C pi	1	4.5	1.5	5.5	1	4.5	
41	清涼飲料製造業	C po	2.5	5.5	3	7.5	2.5	5.5	
		C pi	1	2	1.5	3.5	1	2	
42	果実酒製造業	C po	1.5	2.5	3	4	1.5	2.5	
		C pi	1	2.5	1.5	3.5	1	2.5	
43	ビール製造業	C po	3	4	3	4	3	4	
		C pi	1.5	2.5	1.5	3.5	1.5	2.5	
44	清酒製造業	C po	1.5	4	3	4	1.5	4	
		C pi	1	1.5	1.5	3.5	1	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	C po	2	4	3	4	2	4	
		C pi	1	1.5	1.5	3.5	1	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	C po	2.5	3.5	3	4	2.5	3.5	
		C pi	1	3	1.5	3.5	1	3	
47	配合飼料製造業	C po	2	3.5	2	3	2	3	
		C pi	1	2	1	3	1	2	
48	単体飼料製造業	C po	2	3.5	2	3.5	2	3.5	
		C pi	1	2	1	3	1	2	
49	有機質肥料製造業	C po	1.5	3.5	2	3	1.5	3.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
50	たばこ製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	C po	2	6	2	5.5	2	6	
		C pi	1	4	1	4.5	1	4	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	C po	2	4.5	2	5.5	2	4.5	
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	C po	2	4.5	2	4.5	2	4.5	
		C pi	1	4	1	4.5	1	4	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	C po	1	2	2	6.5	1	2	
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C po	2	5.5	2	6.5	2	5.5	
		C pi	1	3	1	4.5	1	3	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	2	6	2	5	2	6	
		C pi	1	4.5	1	4.5	1	4.5	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	2	5	2	6.5	2	5	
		C pi	1	2	1	4.5	1	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	1.5	4	2	6.5	1.5	4	
		C pi	1	2	1	4.5	1	2	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	2	5	2	9	2	5	
		C pi	1	3	1	4.5	1	3	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	C po	1	2	2	6	1	2	
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	C po	1	2	2	4.5	1	2	
		C pi	1	2	1	4.5	1	2	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	C po	2	3.5	2	3	2	3.5	
		C pi	1	3	1	3	1	3	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	C po	1	3.5	2	4.5	1	3.5	
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	2.5	1	2.5	1	2.5	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
75	木材薬品処理業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
89	機械すき和紙製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
90	手すき和紙製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
91	塗工紙製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
92	段ボール製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
93	重包装紙袋製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
94	セロファン製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
95	乾式法による繊維板製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	C po	2	4	2	4.5	2	4	
		C pi	1	3	1	3.5	1	3	
101	製版業	C po	2	3.5	2	4.5	2	3.5	
		C pi	1	2	1	3.5	1	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	C po	2	26.5	2	26.5	2	16	
		C pi	1	26.5	1	26.5	1	16	
103	複合肥料製造業	C po	2	30	2	26.5	2	30	
		C pi	1	30	1	26.5	1	30	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
105	ソーダ工業	C po	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
106	電炉工業	C po	2	3	2	3.5	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
107	無機顔料製造業	C po	1	3	2	4	1	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105の項から前項までに掲げるものを 除く。)	C po	1	2.5	2	5	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
108項の備考	りん及びりん化合物製造工程にあつて は	C po	2	40	2	40	2	40	
		C pi	1	8	1	8	1	8	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族 系中間物製造工程に係るもの	C po	1.5	3	2	4	1.5	3	
		C pi	1	1.5	1	3.5	1	1.5	
109項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	C po	6.5	7.5	6.5	8	6.5	7.5	
		C pi	4	5	4	8	4	5	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中 間物・合成染料・有機顔料製造工程に 係るもの	C po	1	1.5	2	3.5	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
110項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	C po	2.5	3.5	6.5	8	2.5	3.5	
		C pi	1	1.5	4	8	1	1.5	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラス チック製造工程に係るもの	C po	1.5	2.5	2	5	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴ ム製造工程に係るもの	C po	1	2	2	3.5	1	2	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化 学工業製品製造工程(脂肪族系中間 物製造工程、環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程、プラスチック製造 工程及び合成ゴム製造工程を除く。) に係るもの	C po	1	2	2	3.5	1	2	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
113項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	C po	2.5	3.5	6.5	8	2.5	3.5	
		C pi	1	1.5	4	8	1	1.5	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番 号109の項から前項までに掲げるもの を除く。)	C po	1	2.5	2	3.5	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
115	脂肪族系中間物製造業	C po	1.5	2.5	2	5	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	3.5	1	1.5	
115項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	C po	4	20	6.5	24	4	20	
		C pi	2.5	4	4	8	2.5	4	
116	メタン誘導品製造業	C po	2	3	2	3.5	2	3	
		C pi	1	2	1	3	1	2	
117	発酵工業	C po	1.5	3	2	4	1.5	3	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
118	コーラル製品製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	C po	1.5	3.5	2	5	1.5	3.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
119項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては	C po	6.5	24	6.5	24	6.5	24	
		C pi	4	5	4	8	4	5	
120	プラスチック製造業	C po	1	3	2	3.5	1	3	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
121	合成ゴム製造業	C po	1.5	3.5	2	3.5	1.5	3.5	
		C pi	1	2	1	3	1	2	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1.5	5	2	5	1.5	5	
		C pi	1	2	1	3	1	2	
122項の備考	有機りん系農薬原体製造工程にあつては	C po	2	23	2	60	2	16	
		C pi	1	2	1	3	1	2	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
125	合成繊維製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
127	石けん・合成洗剤製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	C po	1.5	3	2	3	1.5	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
129	塗料製造業	C po	1.5	3	2	3	1.5	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
130	印刷インキ製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
131	医薬品原薬・製剤製造業	C po	1.5	6	2	6	1.5	6	
		C pi	1	1.5	1	5	1	1.5	
131項の備考	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては	C po	1.5	8	4	8	1.5	8	
		C pi	1	2.5	1	5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
132	医薬品製剤製造業	C po	1	2.5	2	3.5	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
133	生物学的製剤製造業	C po	1	2.5	2	5	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
134	生薬・漢方製剤製造業	C po	2	3	2	3.5	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
135	動物用医薬品製造業	C po	2	5	2	3.5	2	5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
136	火薬類製造業	C po	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
137	農薬製造業	C po	2	5.5	2	4	2	5.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
138	合成香料製造業	C po	2	4	2	4	2	3.5	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	C po	2	4	2	4	2	3.5	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	C po	2	4	2	4	2	3.5	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
143	写真感光材料製造業	C po	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
145	イオン交換樹脂製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
147	石油精製業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
149	コークス製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 リンについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
150	石油コークス製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗 浄工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるもの を除く。)	C po	1.5	3	2	3	1.5	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
154	なめしかわ製造業	C po	2	3	2	14.5	2	3	
		C pi	1	1.5	1	14.5	1	1.5	
155	毛皮製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
156	板ガラス製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
157	板ガラス加工業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
158	ガラス製加工素材製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
159	ガラス容器製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) ・同製品製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲 げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の 項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1	2.5	2	3	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
165	生コンクリート製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
166	コンクリート製品製造業	C po	1	2.5	2	3	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
168	黒鉛電極製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
169	砕石製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	C po	1	2.5	2	3	1	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
172	うわ薬製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
173	高炉による製鉄業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
175	フェアラロイ製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
181	冷間ロール成形鋼製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
182	鋼管製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
183	伸鉄業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
184	磨棒鋼製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
185	引抜鋼管製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
186	伸線業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
187	ブリキ製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
188	亜鉛鉄板製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
189	めっき鋼管製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
190	めっき鉄鋼線製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の 項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
192	鍛鋼製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
193	鍛工品製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
194	鋳鋼製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
195	鋳鉄物製造業(次項及び整理番号 197の項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
196	鋳鉄管製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
197	可鍛鋳鉄製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
198	鉄粉製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
200	非鉄金属製造業	C po	1	2	2	3	1	2	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5	
201	電気めっき業	C po	1.5	5	2	4	1.5	5	
		C pi	1	3	1	3.5	1	3	
201項の備考	りん又はその化合物による表面処理施 設を設置するものにあつては	C po	2.5	8	4	8	2.5	8	
		C pi	1	4.5	1	4.5	1	4.5	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを 除く。)	C po	2	5.5	2	5.5	2	5.5	
		C pi	1	3	1	3.5	1	3	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
202項の備考 (1)	溶融めっき工程(りん又はその化合物 による表面処理施設を設置するものに 限る。)にあつては	C po	2.5	5.5	4	8	2.5	5.5	
		C pi	1	3	1	4.5	1	3	
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(りん又はその化合物 による表面処理施設を設置するものに 限る。)にあつては	C po	8	17	8	50	8	16	
		C pi	1	6	1	8.5	1	6	
203	一般機械器具製造業	C po	1.5	3	2	3	1.5	3	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	
204	電子回路製造業	C po	1	2.5	2	3	1	2.5	プリント回路製造業
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	日本標準産業分類による名 称変更
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く)、電気機械 器具製造業又は情報通信機械器具製 造業	C po	1.5	3	2	3	1.5	3	電気機械器具製造業(前項 に掲げるものを除き、情報通 信機械器具製造業、電子部 品・デバイス製造業を含 む。)
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	日本標準産業分類による名 称変更
205項の備考	民生用電気機械器具製造工程(りん又 はその化合物による表面処理施設を 設置するものに限る。)にあつては	C po	3	4.5	6	7	3	4.5	
		C pi	1	2	1	6.5	1	2	
206	輸送用機械器具製造業	C po	1	4	2	4	1	4	
		C pi	1	2	1	3.5	1	2	
206項の備考	自動車・同付属品製造工程(りん又は その化合物による表面処理施設を設 置するものに限る。)にあつては	C po	1.5	8	4	8	1.5	8	
		C pi	1	2	1	4.5	1	2	
207	精密機械器具製造業	C po	1.5	2.5	2	3.5	1.5	2.5	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5	
208	ガス製造工場	C po	2	4.5	2	3.5	2	4.5	
		C pi	1	3.5	1	3.5	1	3.5	
209	下水道業	C po	1	4	1	4	1	4	
		C pi	1	4	1	4	1	4	
209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これと同程度 に下水中のりんを除去できる方法より 高度に下水中のりんを除去できる方法 により下水を処理するもの(高濃度のり んを含有する汚水を多量に受け入れ て処理するものを除く。)にあつては	C po	1	2	1	2	1	2	
		C pi	1	2	1	2	1	2	
209項の備考 (2)	高濃度のりんを含有する汚水を多量に 受け入れて処理するもの(標準活性汚 泥法その他これと同程度に下水中のり んを除去できる方法により下水を処理 するものに限る。)にあつては	C po	1	8	1	8	1	8	
		C pi	1	8	1	8	1	8	
210	空瓶卸売業	C po	4	5	4	5	4	5	
		C pi	2	3.5	2	4.5	2	3.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ 他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法 律第百六十号)第五条の二に規定す る施設をいう。)	C po	3	5	4	5	3	5	
		C pi	1.5	2.5	2	4.5	1.5	2.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	C po	4	9	4	10	4	9	
		C pi	1.5	4.5	2	4.5	1.5	4.5	
213	飲食店	C po	3	5.5	4	8	3	5.5	
		C pi	2	4	2	5	2	4	
214	宿泊業	C po	3	5	4	5	3	5	
		C pi	2	4	2	4.5	2	4	
215	リネンサプライ業	C po	2.5	8	5	8	2.5	8	
		C pi	1	5	1	6	1	5	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	C po	2.5	7	5	8	2.5	7	
		C pi	1	3	1	6	1	3	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	C po	4	5	4	5	4	5	
		C pi	2	4	2	4.5	2	4	
219	自動車整備業	C po	2.5	5	4	5	2.5	5	
		C pi	2	3	2	4.5	2	3	
220	病院	C po	3	5	4	5	3	5	
		C pi	2	4	2	4.5	2	4	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25年政令第三百三十八号)第三十二 条第一項の表に規定する算定方法に より算定した処理人員が501人以上の ものに限り。)	C po	2	8	2	8	2	8	
		C pi	1	4	1	4	1	4	
221項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法 施行令第三十二条第三項第二号に規 定する技術上の基準を満たす構造の し尿浄化槽より高度にし尿を処理す ることができる方法によりし尿を処理す るものにあつては	C po	1	3	1	3	1	3	
		C pi	1	3	1	3	1	3	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三 十二条第一項の表に規定する算定方 法により算定した処理対象人員が201 人以上500人以下のものに限る。)	C po	2	8	2	8	2	8	
		C pi	1	5	1	5	1	5	
222項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法 施行令第三十二条第三項第二号に規 定する技術上の基準を満たす構造の し尿浄化槽より高度にし尿を処理す ることができる方法によりし尿を処理す るものにあつては	C po	1	3.5	1	3.5	1	3.5	
		C pi	1	3.5	1	3.5	1	3.5	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを 除く。)	C po	2	8	2	8	2	8	
		C pi	1	4	1	4	1	4	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(案)

※網かけは第7次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
223項の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式 酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法 を加えた方法より高度にし尿を処理す ることができる方法によりし尿を処理す るものにあつては	C po	2	4	2	4	2	4	
		C pi	1	3	1	3	1	3	
224	ごみ処理業	C po	1	2.5	4	5	1	2.5	
		C pi	1	1.5	2	4.5	1	1.5	
225	廃油処理業	C po	1	1.5	4	5	1	1.5	
		C pi	1	1.5	2	4.5	1	1.5	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるもの を除く。)	C po	1	3	4	8	1	3	
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5	
227	死亡獣畜取扱業	C po	2	4	4	5	2	4	
		C pi	2	3	2	4.5	2	3	
228	と畜場	C po	4	9.5	4	10	4	9.5	
		C pi	2	4.5	2	4.5	2	4.5	
229	中央卸売市場	C po	4	5	4	5	4	5	
		C pi	2	3	2	4.5	2	3	
230	地方卸売市場	C po	2.5	5	4	5	2.5	5	
		C pi	1.5	4	2	4.5	1.5	4	
231	試験研究機関(規則第一条の二各号 に掲げるものをいう。)	C po	1.5	4.5	4	5	1.5	4.5	
		C pi	1	3	2	4.5	1	3	
232	整理番号2の項から前項までに分類さ れないもの	C po	1	8	1	8	1	8	
		C pi	1	8	1	8	1	8	